

令和 6 年度予算特別委員会資料

資料請求番号 8
福祉保健部子育て支援課

子ども虐待対応マニュアル

別紙「京都府児童相談所及び市町村における子ども虐待対応マニュアル」の
とおり

京都府児童相談所及び市町村における 子ども虐待対応マニュアル



平成29年6月
京都府

目次

京都府児童相談所及び市町村における子ども虐待対応マニュアル作成にあたって

第1章 子ども虐待対応の基本事項

- 1 子ども虐待対応の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 子ども虐待の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 市町村の役割

- 1 これまでの法改正を踏まえて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 市町村における支援の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 市町村における虐待対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 虐待通告の受付体制の整備
 - (2) 通告受付
 - (3) 通告受付時の対応の流れ
 - (4) 初期対応ミーティング
 - (5) 受理会議
 - (6) ケースの初期調査
 - (7) 子どもの安全確認
 - (8) 援助方針の決定
 - (9) 援助について

第3章 児童相談所の役割

- 1 児童相談所の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 児童相談所の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 児童相談所の主な権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 児童相談所業務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第4章 児童相談所と市町村の役割分担と連携・協働

- 1 共通アセスメントツール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (1) 児童虐待の重症度基準
 - (2) リスクアセスメントシート
 - (3) 緊急度アセスメント（一時保護基準）シート
 - (4) 家庭復帰のためのチェックリスト
- 2 アセスメントツール活用イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 アセスメントツールを活用した今後の方向性・・・・・・・・・・・・ 47
- 4 児童相談所と市町村の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 5 対応プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 6 送致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第5章 要保護児童対策地域協議会

1	要保護児童対策地域協議会の役割	54
2	要対協における情報共有	55
3	要対協における調整機関の役割	57
4	要対協を構成する会議について	60
5	要対協へのケース登録及びケースの終結	69

第6章 児童福祉法等の一部を改正する法律について(平成28年6月3日公布)

1	児童福祉法改正の概要	70
	(1)これまでの法改正経緯	
	(2)児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日公布)の概要	
2	児童福祉法等改正のポイント	72
	(1)児童福祉法の理念の明確化等	
	(2)児童虐待の発生予防	
	(3)児童虐待発生時の迅速・的確な対応	
	(4)被虐待児童への自立支援	
3	用語の整理	75

資料

虐待通告受付票(参考様式)	76
児童虐待の重症度基準	78
身体チェック表	79
リスクアセスメントシート	81
リスクアセスメントシート記入上の留意点	83
緊急度アセスメント(一時保護基準)シート	85
家庭復帰のためのチェックリスト	86

京都府児童相談所及び市町村における子ども虐待対応マニュアル作成にあたって

子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布）により、明確化されました。

これにより、子どもが権利の主体として、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮されることが明らかになったといえます。

さらに、国、都道府県、市町村の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、保護者を支援していくとともに、家庭における養育が適当でない場合は、家庭における養育環境と同様の環境等で継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされました。

厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」における検証・分析から、死亡事例の年齢としては0歳児が最も多く、6割にのぼっています。

また、母親の抱える課題として、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えており、産前産後の心身の不調や家庭環境に問題があることが分かります。

こうしたことから、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない一体的な支援が非常に重要であり、今回の法改正において、妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業が、児童虐待の予防や早期発見に資するものであると位置付けられたところです。

児童虐待対応をめぐることは、その件数が増加し続けており、事案が複雑・困難化していく中で、対応の核となる児童相談所と市町村が適切に役割分担をすることで、その機能を拡充していくことが必要です。

本マニュアルは、今回の法改正により明確化された児童相談所と市町村の役割分担について、さらに連携・協働を推進し、児童虐待対応を行うことをねらいとして取りまとめたもので、初めて児童相談所と市町村が共通して活用するマニュアルとして策定したものです。

このため、各児童相談所や各市町村で対応事例を積み重ね、対応や連携における課題等が生じた際には、適宜本マニュアルの見直しを重ねることで、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重し、児童虐待事案等に対する共通理解や円滑な情報共有を踏まえた効果的な指導・支援の実施のため、さらなる連携や協働を進めるための材料となることを期待します。

平成29年6月 京都府健康福祉部家庭支援課

第1章 子ども虐待対応の基本事項

1 子ども虐待対応の原則

(1) 迅速な対応

虐待通告を受付・受理したら、他の業務に先んじて対応を行います。

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）の規定に十分に留意し、初期の対応が遅れたことで重大な事態に至ることは避けなければなりません。

また、夜間や休日に虐待通告があることもありますので、市町村や児童相談所は夜間や休日における通告の受理や緊急対応の体制を整備し、関係機関や住民に周知するように努めなければなりません。

<児童虐待防止法 第8条第3項>

児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(2) 子どもの安全確保の優先

子ども虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項です。

虐待通告を受付・受理したら、緊急性を判断します。

判断の際には、根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきです。

市町村や児童相談所は虐待を行った保護者を責めるのではなく、支援関係につなげるように努力することが基本ですが、一方で、子どもの安全を確保するためには、毅然として保護者に対応することが求められます。養育において不適切な点があれば、保護者に対してきちんと伝え、改善を求める必要があります。

(3) 組織・機関連携で対応

虐待への対応は、担当者ひとりの判断で行うものではありません。

通告があれば速やかに緊急受理会議を開催して、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携（役割分担）、援助方針決定なども組織的な協議に則って進めていかなければなりません。

これは、個人的な判断に偏らないことに加え、対応においては保護者と対峙することと保護者をねぎらうことの相反する面があり、担当者個人や1つの機関で行うことは大変困難であるためです。

また、担当者は、虐待対応に関わることによって、意識しなくても心にダメージを受け、抑うつ感、不安、怒りなど様々なストレス反応が生じます。これをサポートする意味でも組織内の協議に則って、組織としての方針決定をしていくことが、担当者個人の負担を軽減することにつながるのです。

なお、関係機関との連携のためには、日頃から、各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会等において、当該児童や保護者に関する情報や考え方を共有し、役割分担を図りながら組織として進行管理を行うことが必要です。

(4) 十分な情報収集・正確なアセスメント

子ども虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、子どもの特性など、実に多様な問題が存在し、それらが複合、連鎖的に作用して、構造的背景を伴って虐待に至っています。

こうした虐待の状況や背景を理解するためには、十分な情報収集が重要です。伝聞情報か客観的事実なのかを明確にし、程度や頻度に関しては曖昧な表現は避け、正確に情報収集することが大切です。また、直接保護者から情報を聴取する場合は、これまでの家族の歩みや心情を受け止めながら丁寧に聞き取りを行います。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施し、家族を総合的・構造的に把握することが、的確な判断・支援方針へと繋がります。

2 子ども虐待の定義

(1)子ども虐待のとりえ方

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるもので、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

子ども虐待への対応に際しては、常にこうしたことを意識し、「子どもの権利擁護」が適切に図られるよう努めなければなりません。

(2)子ども虐待の定義

子ども虐待は、児童虐待防止法において、保護者又は保護者に代わる養育者による18歳未満の子ども(同法第2条)への下記のような行為をいうと規定されています。
※同法第16条に規定する延長者等に係る特例あり。

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
	<例示> ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷などの外傷を生じるような行為 ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにするなどの行為 ・冬季、長時間の戸外閉め出し 等
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
	<例示> ・子どもへの性交、子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせる等の性的行為（教唆含む） ・子どもに性器や性交を見せる。 ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 等
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
	<例示> ・子どもの健康、安全への配慮を怠っている。（重大な病気になっても病院に連れて行かないなど） ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。 ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。

	・食事、衣服、住居などが極端に不適切（適切な食事を与えない、下着等長期間ひどく不潔なままにするなど） ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。 等
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 <例示> ・ことばによる脅かし、脅迫・子どもを無視、拒絶する。 ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。 ・子どもの自尊心を傷つけるような言動 ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。 ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言を見聞きさせる。 ・他のきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待にあたる行為を行う。 等

第2章 市町村の役割

1 これまでの法改正を踏まえて

従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきました。しかし、近年の児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められてきました。

平成 16 年児童福祉法改正法

以下の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされました。

- ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めた。
- ② 都道府県(児童相談所)の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化
- ③ 保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入する等司法関与の強化

しかし、その役割・責務は、法律上の様々な規定に分散し、必ずしも明確ではなかったことから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、市町村、都道府県、国の役割・責務が明確化されることとなりました。

2 市町村の役割 (児童福祉法第 10 条、第 25 条の 2、第 25 条の 7)

市町村は、その役割として、子ども、保護者、妊婦、家庭への心身の健康増進を図り、家族機能の低下や子ども虐待を予防するポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでを把握して適切な支援を行うものであり、関係機関が一体となった支援を行うためには、効果的な要保護児童対策地域協議会の運営が求められます。（要保護児童対策地域協議会について詳細は第 5 章参照のこと。）

平成 28 年児童福祉法等改正法により、市町村は次の業務を行うこととされました。

(1) 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととなっていますが、そのためには、福祉部門、保健部門、教育部門等の関係部署が連携し、たえず所管区域内の実情を把握しておくことが必要です。このことにより、市町村の職員は、常に所管区域内における支援を要するケースの発見に努める等、積極的な活動が要請されているといえます。

(2) 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

児童及び妊産婦の福祉に関するサービス等の社会資源は多数ありますが、保護者等が多数あるサービス等の中から必要なものを選択するに当たっては、必要な情報が正確かつ的確に保護者等に提供されていることが必要であり、また、効率的なサービスの提供という観点からも、所管区域において実施しているサービス等の情報が広く地域住民に対して周知されていることが必要です。

(3) 子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村は、住民にとって最も身近な相談支援機関として、児童と家庭に関する各種の相談全般を受け止め、面接、庁内関係課及び外部関係機関等からの情報収集、家庭訪問等必要な調査を行ったうえで対応を協議し、市町村において対応可能なものについては必要な助言・指導等を行います。

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

市町村が行う業務は、基本的には在宅支援等を行うものが中心となりますが、状況に応じて関係機関と連携しながら対応していく必要があります。

(5) (4)に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村は、子どもと家庭に関する各種の相談全般を第一義的に受け、面接、情報収集、家庭訪問等必要な調査を行ったうえで必要に応じて助言・指導等を行うこととなりますが、対応に当たって専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めることになります。

なお、専門的な知識及び技術を必要とするケースとは、問題が環境的な原因とともに児童本人の素質に起因する問題行動等のあるもの、複雑困難な家庭環境に起因する問題をもつものなど、対応するにあたって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的知識等を必要とするものや高度なケースワーク技術が求められるようなものをいいます。

3 市町村における支援の対象

市町村は各機関の身近な社会資源を活用し、相談支援の中心となることが求められます。

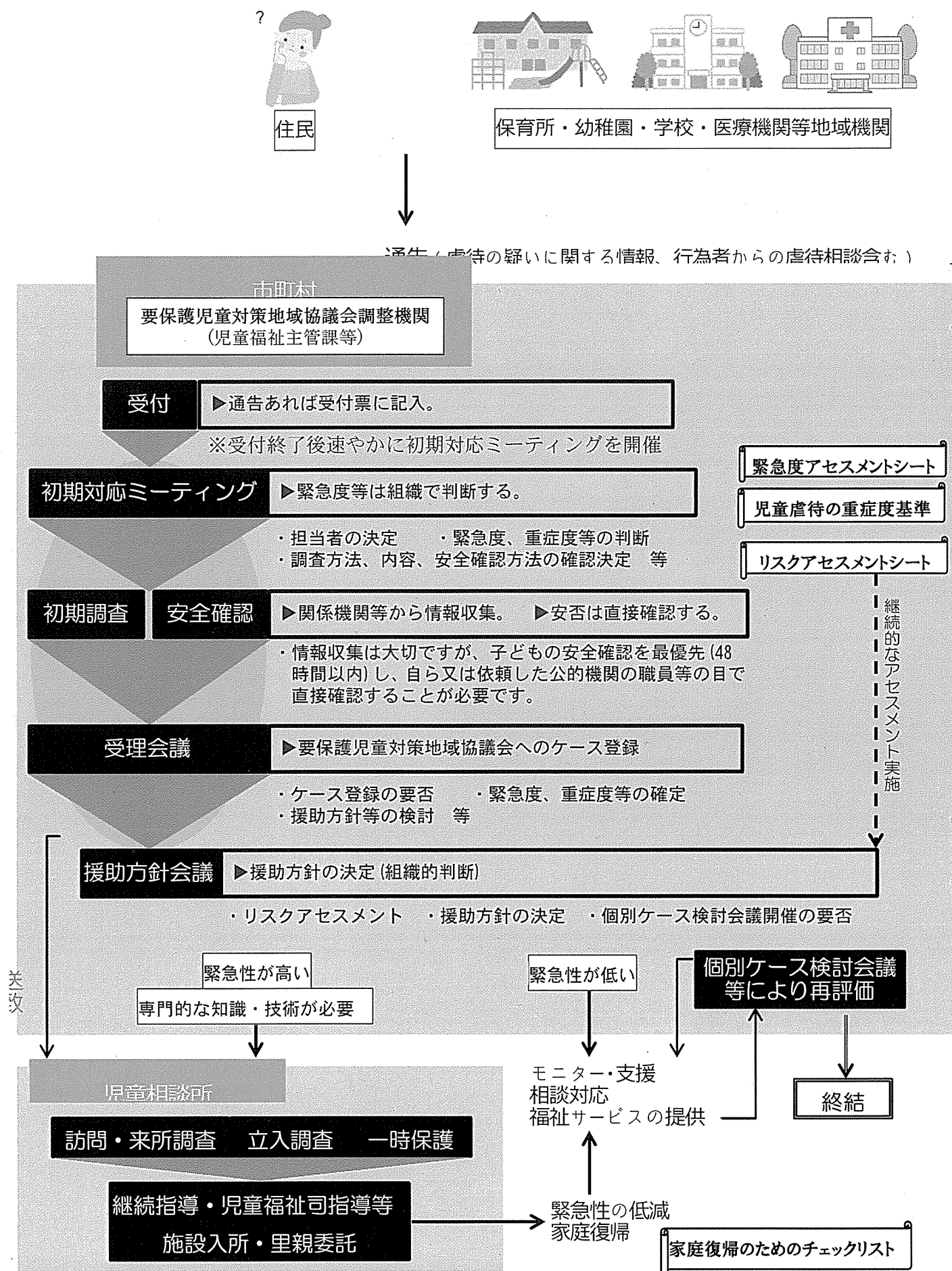
平成 28 年度児童福祉法等改正法により、要保護児童対策地域協議会の対象になる者として、従来から規定されていた要保護児童等※に加え、延長者、保護延長者、未成年後見人、監護者が新たに規定されました。（第 6 章 3 用語の整理を参照）

※要保護児童等（下表の者）

	定義	具体的な対象者の例
要保護児童	①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童 ②保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）	①被虐待児童、非行児童等 ・保護者が虐待している児童 ・保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童 ・保護者の労働又は疾病等のため必要な監護を受けることのできない児童 ・知的障害又は肢体不自由等の児童で保護者のもとにあっては、十分な監護が行われないため、専門の児童福祉施設に入所して保護、訓練・治療したほうがよいと認められる児童 ・不良行為（犯罪行為含む）をなし、またはなすおそれのある児童 ②孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等 ▶厚労省児童家庭局：「改訂児童福祉法の解説」1991 年参照
要支援児童	○保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童	○課題はあるが、主に市町村サービス等の支援によって対応できる児童と保護者 ・出産後、間もない時期（おおむね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える保護者及びその児童 ・食事、衣服、生活環境について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者及びその児童 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が家庭復帰した後の保護者及びその児童 ▶厚労省児童家庭局：「養育支援訪問事業ガイドライン」参考 ▶「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（H28.12.16 付け雇児総発 1216 第 2 号及び雇児母発 1216 第 2 号）の別表参照 ▶養育支援訪問事業実施ガイドライン（H29 年 3 月 京都府）参照

	定義	具体的な対象者の例
特定 妊婦	○出産後の養育 について出産 前において特 に支援が必要 と認められる 妊婦	・ 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする妊婦 ▶ (厚労省児童家庭局：「養育支援訪問事業ガイドライン」参考) ▶ 「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(H28.12.16 付け雇児総発 1216 第 2 号及び雇児母発 1216 第 2 号)の別表参照 ▶ 養育支援訪問事業実施ガイドライン(H29 年 3 月 京都府)参照

4 市町村における虐待対応の流れ



(1)虐待通告の受付体制の整備

各市町村の虐待通告先となる機関には、いつ何時となく虐待通告が入ります。

しかし、担当者が出張等で不在であった場合、対応した職員が再度の連絡や他機関窓口の紹介等を行うことは、ケースの致命的なリスクの見逃しになる可能性があり、絶対に避けなければなりません。そのため、いつでも誰でも受付対応が可能となるよう、体制を整備する必要があります。

▶職場の誰もが虐待受付対応が可能な体制にすること

- ・「虐待通告受付票」を、職員の誰もがすぐに取り出せる場所に置いておく
- ・通告受付時の聴取手順について、ロールプレイ等の研修を職員全員に行う。

▶休日や夜間の通告への対応体制を整備すること

- ・休日や夜間の電話を受ける市町村の警備室等から児童虐待対応担当の責任者へ円滑に連絡されるよう、事前にルールを設定しておく。

(2)通告受付

①通告受付について

虐待通告は、住民及び関係機関(保健センター、保育所、学校、医療機関等)からあり、以下のルールにより受け付けます。

- ▶口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての情報提供があった場合は、原則すべて「通告」として受け付ける。
- ▶関係機関からの通告は、通告書等を受け付ける等、通告内容を詳細に確認する。
- ▶詳細な情報が必要な場合は、通告受付後に情報提供書等の送付を関係機関に依頼する。

受付後、子どもごとに児童記録票を作成し、管理することが必要です。

②通告をためらう場合

虐待を発見、もしくは虐待の疑いをもった時においても、様々な理由で、住民や関係機関が通告をためらう場合があります。その場合、以下の説明を行います。

▶虐待通告そのものをためらう場合

- ・通告は、子どもとその保護者の支援への第一歩となること。
- ・通告は国民の義務であること。
(児童虐待防止法第6条、児童福祉法第25条第1項、第21条の10の5)
- ・関係者(教員、医師、福祉事業者等)は、虐待の早期発見に努めなければならないこと。(児童虐待防止法第5条)

▶虐待かどうか確信が持てない場合

- ・通告内容が虐待でなくても、通告者は罰せられないこと。
(児童虐待防止法第6条第3項)

▶対象となる児童や保護者の個人情報を理由に通告をためらう場合

- ・通告義務は守秘義務よりも優先されること。(児童虐待防止法第6条第3項)

▶通告者の個人情報や通告内容等の情報が漏れる不安で通告をためらう場合

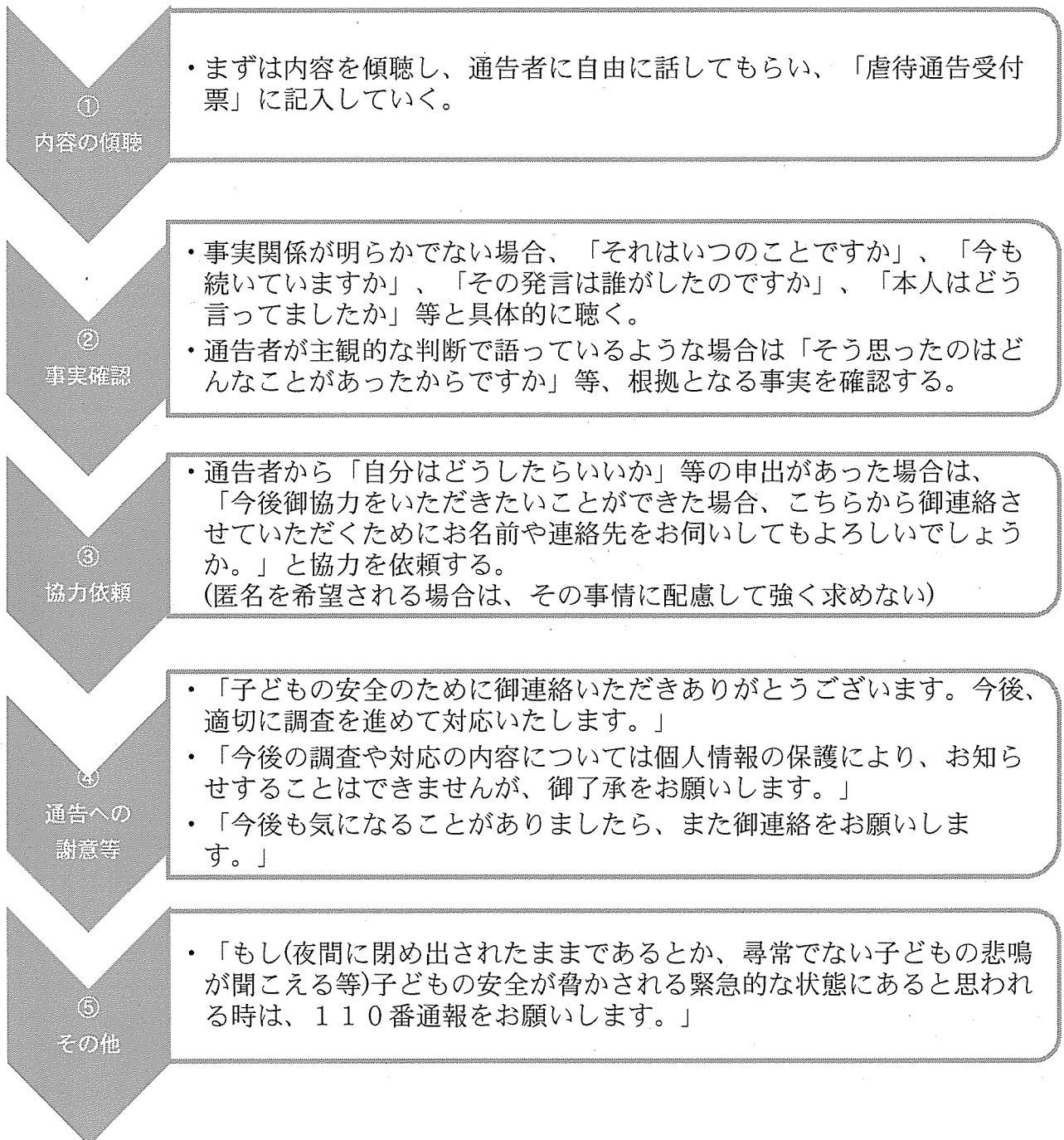
- ・通告者の秘密は厳守されること。(児童虐待防止法第7条)

(3) 通告受付時の対応の流れ

通告は、近隣住民や関係機関等の第三者からの通告と、虐待者本人、虐待を受けた子ども本人、親族等からの通告に分類できます。ここでは、第三者からの通告があった場合と、虐待を受けた子どもからの場合の通告受付対応の流れを示します。

① 第三者からの通告を受けた場合

子ども虐待の通告者は子どもの状況を心配し、何とかしたい気持ちが強く、意を決して連絡してこられる人もいます。そのために通告者の気持ちは焦り、混乱していることがあります。それらの通告者の思いや気持ちをまず受け止めて、虐待通告受付票の項目に沿って整理しながら丁寧に尋ねることが大切です。



②子ども本人からの相談を受けた場合

子ども本人からの相談があった場合は、特別な配慮が必要です。

まさかと思うような内容でも、しっかりと子どもの話に耳を傾けてください。

子どもの言葉による表現力は、その年齢や性別、経験等によって様々です。

特に電話での相談の場合、うまく説明できない、言葉が見つからない場合が多く、勇気をもって電話しても、あきらめてしまいやすい傾向があります。

子どもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげ、安全を守ることを子どもに理解できる言葉で説明し、落ち着いて対応することが大切です。

子ども本人から相談を受けた場合の留意点等

- ☐ 年齢を確認し、年齢に応じた言葉づかいを心がけ、話しやすい雰囲気にする。
 - ☐ 話した内容が保護者に知られたら困るという強い不安を持っている場合、話してくれたことは、子どもの知らないところで保護者に伝えることはないことを説明する。また、問題解決のため、保護者に伝える必要があると判断した場合は、子どもの了解を得てから保護者に伝えるようにする。
 - ☐ 子どもの言葉に驚いたり、過度に反応しないようにする。
 - ☐ 先入観をもたずに聞く。
 - ☐ 子どもの言葉を言い換えない。
 - ☐ 安易に誰にも話さないことを約束せず、子どもの安全に関わることについては、他の大人と相談しなければならないことを伝える。
- ・子どもの話から安全確認が必要な場合には、子どもの住所、電話番号、通っている学校と担任の先生の名前等の連絡先や所在の確認を行い、早急に、直接会って面接をする段取りをつける(安全を守るために教えてほしいとはたらきかける)。
 - ・緊急性が高いと想定される場合は、児童相談所への通告を念頭に対応する。

(4) 初期対応ミーティング

① 初期対応ミーティング開催前

- ・ 通告受付内容の整理
- ・ ケースの基本情報の把握(家族の世帯状況(住民基本台帳)、乳幼児健診・予防接種状況(母子保健)、子どもの所属機関の状況(保育所、学校等))

② 初期対応ミーティング

通告を受け付けしたら、速やかに複数の職員で初期対応ミーティングを開催する必要があります。

ミーティングのメンバーは、児童福祉担当課長以下の職員が考えられますが、必要により保健師、生活保護ケースワーカー、教育委員会指導主事等関係者の参加を要請します。以下の点に注意してください。



通告受付後に絶対してはならない対応

- ・ 受け付けした職員の主観で、虐待ではない、見守りで十分であると判断する。
- ・ 緊急性がないと判断し初期対応ミーティングの開催をしない、または先送りする。
- ・ 上司や同僚に報告しただけで終わり、ミーティングを行わない。
- ・ 通告した機関に対し、そちらで対応するべきと伝える。
- ・ 通告した機関に対し、その場限りの対応を指示する(また何かあったら連絡を依頼する等)

【初期対応ミーティングで協議すること】

- 担当者の決定 ● 緊急度、重症度、リスク (p75 以降の様式を活用、記入)
- ケースの初期調査の手順 ● 子どもの安全確認 (原則 48 時間以内) の手順

(5) 受理会議

受理会議は、ケースの状況、市町村の体制等により初期対応ミーティングと一体的に実施することも考えられます。(会議のメンバーは初期対応ミーティングと同様)

受理会議では、要保護児童対策地域協議会へのケース登録の要否判断に加え、緊急度、重症度等の確定、援助方針の検討を行います。

緊急度や重症度が高い場合

- ▶ 受理時点で緊急度や重症度が高く、一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への送致や調査の同行の協力を依頼する。
- ▶ 緊急度や重症度の判断が難しい場合は、児童相談所へ連絡し、対応を相談(協議)する。

児童相談所への通告及び協力依頼の目安		
緊急度アセスメントシート	虐待の重症度基準	対応
A・B	生命の危険	児童相談所への送致
A・B	重度～中度	児童相談所への援助依頼、送致

(6) ケースの初期調査

① 初期調査時の基本確認事項

- ・ 情報の真偽
- ・ 子どもの年齢や性別(通告受付時に明らかにならない場合)
- ・ 居所と虐待の事実や経過・程度(緊急度)
- ・ 保護者の年齢や職業(若年の親、経済状況等)
- ・ 保護者自身の状態(暴力的な性格、病気がち等)
- ・ 家族構成や生活状況、身近な支援者の有無

② 関係機関への確認事項

対象機関	確認事項
児童福祉主管課	・ 保育所等の児童の所属情報 ・ 児童手当等の情報
住民基本台帳主管課	・ 世帯構成の情報(住民票) ・ 家族関係及び親権者の情報(戸籍謄本)
税務主管課	・ 世帯の収入情報(所得証明書)
母子保健主管課	・ 妊娠から産前産後までの状況等の情報 - 子どもについて：予防接種、乳幼児健診の受診歴、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の情報 - 保護者について：母親の妊娠状況及びその後の支援についての情報、他のきょうだいの妊娠出生とその支援についての情報
生活保護主管課	・ 生活保護の受給や手当の情報 ・ 年金等の収入状況や生活状況の情報
保育所 幼稚園 学校等 教育委員会	・ 子どもの就園、就学状況の情報 ・ 他に在園、在学しているきょうだいの情報 ・ 保護者との関わりの情報 ・ 各諸費用の滞納状況等の情報
児童委員 主任児童委員	・ 家族の生活状況の情報 ・ 家族の近隣関係(近所付き合い)の情報
医療機関	・ 受診時の状況や怪我の程度についての情報 ・ 虐待を疑う理由や保護者の態度等の情報 ・ これまでの通院・入院の状況等の情報 ・ 保護者の受診状況や現状等
警察	・ 家出、徘徊、迷子、万引き等の子どもの非行に関する情報 ・ DVその他の生活相談歴等の保護者に関する情報

③ 調査内容の記録について

調査結果は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにします。

調査結果は、個別ケース検討会議等で使用するリスクアセスメントシート等に記入し、今後のケースの支援のために活用します。

初期調査で不明であった情報、特に子ども本人や保護者自身の態度や言動、虐待への意識や子育てへの思い等に関する情報は、安全確認やケースへの支援が始まることで明らかになっていくので、更新された情報は常に記録しておくことが大切です。

(7)子どもの安全確認

①安全確認の目的

子どもの状態を確認するだけでなく、その家族への支援のきっかけづくりであることを意識します。目的としては以下のとおりです。

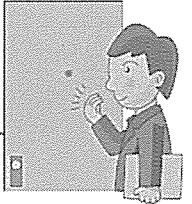
▶子どもの状態の確認

―必ず市町村担当課職員もしくは関係機関への依頼により、直接子どもを見て確認する。

▶親の子どもへの関わりについてアセスメントし、子どもの当面の安全を推測する

▶継続の調査又は当面の支援が必要と認められる場合は、次回の相談への促しや家庭訪問等について伝え、その家族と繋がりをもつ

②安全確認の手順(子どもが家にいて、家庭訪問による安全確認を行う場合)



事前準備

- ・訪問者を決める（原則複数対応）。
- ・身分を証明できるもの、訪問連絡票、ノート、筆記用具、携帯電話を準備する。
- ・地図にて訪問する家への行き方、どこに駐車するかを確認する。
- ・あらかじめ電話連絡をするか、突然の訪問をするのか決める。
- ・電話連絡をする場合は、自宅か、携帯電話か、誰に電話するのか決める。
（最初の関わりの時に、保護者の勤める職場に連絡することは極力避ける。）
- ・訪問する時間を決定する。（親子が揃っていると思われる時間に出向く。）

家庭訪問

<家庭訪問における最初の話し方>

相手にとっては、最初に会ったときの印象が後々まで残るので、出会った最初のやりとりを大切にします。

担当者として、虐待を疑って尋問する姿勢では無く、心配して訪問したというようなソフトな介入を行うよう心がけます。

○対応の例

「こんにちは。〇〇市子育て支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。

「子どもさんの事で伺いました。実は、このところ毎日、子どもさんの泣き声が続いているので心配というお知らせをもらったのです。近年は、子どもさんのことで、心配なことに気づいたら誰でも市町村に連絡してもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。子どもはよく泣くものですが、最近、そんなことはありませんでしたか。」

「子育てに困っている事はありませんか。」

「子どもさんは今おられますか。」

訪問根拠

の説明

保護者から「余計なおせっかいです。お引き取りください。」等という対応があった際は、さらに踏み込んで話をすることが必要となります。

通告があった際は家庭訪問をすることが責務になっていることを示して、了解を求めるようにします。

最近の新聞記事、パンフレット等の説明資料を持参することも効果的です。

○対応の例

「今、マスコミとかでも話題になっているように、子どもへの虐待が問題になっていて、私たちは、子どもに関するお知らせをもらおうと、お家にお伺いして子どもさんの様子を確認しなければいけないのです。子どもが泣いているなんて、よくあることなのですが、万が一の場合があるので、こうしてあちこちお邪魔していることが続いているのです。」

◆家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に、以下の3つのポイントを基本に確認する。

○家の様子

- ・家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察する。
(表札、自転車・ベビーカー・電気メーター・洗濯物等生活の様子が窺えるもの等)
- ・玄関に入ったら、そこから見える家の中の様子を観察する。
(ゴミ等衛生面、間取り、家具、生活用具、子どもの遊具、台所、生活感等)

○保護者の様子

- ・訪問した職員への態度
(理解を示す、びっくりする、ショックを受ける、怒る、攻撃的になる、無反応、渋々承諾する、泣き出す、いやみを言う、話が通じない等)
- ・夫婦間の様子、親の子どもへの態度を確認する。
(父母どちらが主に話をしたか、相づちをうっているか、夫婦仲は良さそうかどうか、子どもに対しての話しかけ方はどうか等)

○子どもの様子

- ・子どもの様子を確認する。
(全体の雰囲気、清潔か汚れているか、傷・痣はあるか、表情、行動の様子で気になることはないか、保護者との関係等)

◆家庭訪問しても不在であった場合

- ・子育て相談のリーフレット等(付箋等に訪問した旨を記入し貼っておく)、又は訪問連絡票を投函する。
- ・時間をおいて再訪問した際は、投函した訪問連絡票が残っているかどうかを確認する。

【その他様々な対応について】

子どもの安全が確認できた、又は通告が誤認と判明した際の対応

保護者から事情を聴いたり、子どもと会ったことで心配していたことが解消し、安心した旨を伝え、訪問に応じてくれたことに謝意を伝えます。

○対応の例

「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまってごめんなさいね。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきもの。子育ての情報がほしいときは連絡してくださいね(名刺を渡す)。」

「子育てに関するパンフレットを持参したのでよろしければ見てください。」

保護者が虐待事実を認めた際の対応

家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時には、以下の3点に留意して対応します。

○子育ての大変さをねぎらう

「反抗期で大変ですね」「下の子が生まれると赤ちゃん返りしてしまうから大変ですね」
「癪の強いお子さんのようですね」「ご家族からの子育てへのサポートはありますか」
「お一人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか？」

○当面の支援方法を提案する

「ストレス発散のためにも時々お話を伺いたいのですが」
「また、お伺いしてもよろしいでしょうか」「うちの〇〇（相談窓口名）に来てみませんか」
「子どもさんの様子を見てもらう事が必要みたいですね。今度、保健センターと一緒にいきましょう。」

○次の面接日、時間などの約束をする

- ・初回の訪問調査は、多くのものを求めず、子どもの安全確認ができた時点で、目的の一つは達成できたとみる。
- ・加えて、次の訪問や来所等の繋がりをつくることで、概ね訪問目的は達成とみる。

親権やしつけであることを主張する親への対応

答えにくい質問で反応してくる親の場合、以下の点に留意して対応します。

- ・児童虐待は子どもからみて、安全かどうかで判断されること。
（しつけか否かという親の主観によって加害行為が正当化されるものではない）
- ・面接場面では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「子どもさんからすると～」というように、子どもを主語に置き換えて問いかける。
（親の一方的なものの言いの勢いを押さえるのに役立つ）
- ・議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味であること。
（逆に、親を追い詰めてしまうことになる）
- ・親が養育への考え方を変えていくきっかけになるような問いかけをする。
（特に身体的な虐待をする親は、子どもを人一倍可愛がっている気持ちを持っているが、上手に子育てをすることができないことが多い）

○対応の例

（保護者）「悪いことをしないようにしつけをするのは親の努めじゃないですか。うちの子どもは言っても分からないから私は殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞いたら殴ったりしませんよ。だいたい、私だって悪いことをしたら平気で親に殴られていましたよ。昔の親なんてみんなそうだったでしょ。自分の考えを改める気持ちは全くありません。今度、同じことしたら、私はまた殴りますよ。別に怪我とかさせているわけじゃないし、私だって手加減しますよ。」

(相談員)「確かにしつけは大切ですね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。どうみても〇〇ちゃんにとって叩かれて育てられることは、マイナスになることが多いと思うのですよ。それに、万が一大怪我になったらそれこそ大変です。叩かずにしつけができる方法を一緒に考えませんか。」

(保護者)「そんなのあるわけないでしょ。だったら今、言ってみなさいよ。」

(相談員)「〇〇ちゃんとお父さん、お母さんのために、一緒に見つけていきたいと考えています。そのためには、これまでのことや〇〇ちゃんのことについて、もっと詳しく教えてくれませんか。これから、お時間とってもらえませんか。」

保護者が安全確認を拒否している場合の対応

- ・再度、保護者を説得する。
- ・どうしても子どもに会わせることを拒む時は、緊急性を要する事態として対応する。
→保護者に対して、児童相談所に知らせることを告知する。
- ・それでも保護者が拒否する場合は、児童相談所へ連絡する。

○対応の例

「お怒りは分かりますが、これは法律に基づいた調査で御協力をいただかないといけいないのです。」

「私たちが子どもさんにお会いできないと、児童相談所に連絡をとらなくてはならないのです。」「なんとか、御協力をいただけないでしょうか？」

→(それでもだめな時は)

「残念です。それでは、児童相談所に連絡させてもらうことになるので、御理解していただきたいと思います。」

子どもに傷、あざ、火傷の跡などがみられた場合の対応

子どもに会った際に、子どもに外傷がみられる場合は、以下の手順により対応します。

○対応手順

- ・治療、手当が必要な状態であれば、すぐ医療機関の受診につなげる。
- ・いつ、どこで、どのようにしてできたものなのか、直接保護者に確認する。
- ・特に乳幼児の場合、あるいは子どもの顔や頭部への怪我の場合は、保護者の言い分を鵜呑みにせず、慎重に尋ねる。
- ・保護者が保育所や学校での怪我であると主張した場合は、訪問後すぐ当該機関に連絡を取り、事実確認を徹底する。
- ・保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、市町村で調査・アセスメントをした上で、対応について検討する。

③安全確認の手順(子どもが学校や保育所に所属し、その施設内で安全確認ができる場合)

以下の手順に沿って対応します。



登校・登園の確認

- ・子どもの学校や保育所等に連絡をとり、登校登園しているかどうかを確認する。

帰宅前の安全確認の依頼

- ・学校や保育所等に、下校、お迎えの時間等を聞き、帰宅前に安全確認をさせてもらえるよう依頼する。
- ・場合によっては、下校させずに待たせてもらうよう依頼する。

これまでの経緯の確認（通告が学校や保育所等からあった場合）

- ・これまでの経緯や子どもの様子について聞く。

通告内容の報告（通告が学校や保育所以外からあった場合）

- ・通告された内容を報告する。

傷等の写真記録

- ・学校、保育所等で傷等が観察された場合は、写真やスケッチ(身体チェック表 (p79～80) に残し、記録を依頼する。
- ・写真は、皮膚の状態がわかるよう、全身と痣や傷のアップの写真をそれぞれ撮る。
- ・子どもは傷の写真を撮られることに不安や嫌悪感を抱くので、子どもの気持ちを第一に配慮して記録する。

(参考)「虐待を疑わせる体の症状【虐待と事故を見分けるために】(2001.9.18 子どもの虐待防止センター)

発見日時の記録

- ・傷等に気づいた日時の記録
(登校してすぐ気づいたのか、下校間際に気づいたのか不明な場合、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になる)
- ・傷等についての子どもの言動の記録
子どもに「これはどうしたの？」と問いかけ、その言動を記録する。
(必ずしも本当のことを言うとは限らないが記録する。)

児童相談所への送致・援助依頼の判断

- ・傷、痣などの状態が悪いときは、速やかに児童相談所へ情報提供するとともに、送致・援助依頼を念頭に対応する。(この場合、早急に受理会議を開催する)

(8)援助方針の決定

①援助方針会議

調査の後は、速やかに複数の職員により援助方針会議を開催します。

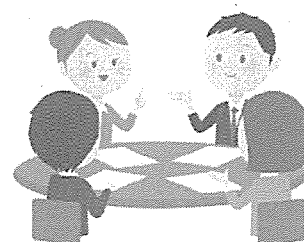
会議のメンバーは、初期対応ミーティングの時と同様です。

会議において、緊急性の有無を判断し、子どもと保護者への当面の援助方針を決定します。下記に、会議で検討すべき内容を紹介します。

また、会議で検討した結果は、記録し、児童記録票を作成し、個人毎のケースファイルにその記録などを綴ります。

②会議で検討すべき内容

項目	具体的内容
援助方針の決定	リスクアセスメントシートから、養育上の問題、虐待の危険性などのアセスメントを行い、あわせて支援を期待できる資源（行政サービス、機関等）の状況を踏まえて、支援の方針と働きかけの時期を決定します。 また、状況によっては、送致や援助依頼をしなくても、あらかじめ児童相談所へ情報提供しておく必要もあります。
今後調査する内容	リスクアセスメントシートにおいて、不明な項目が多い場合は、調査が不足していることが考えられますので、必要な調査内容を確認します。
児童相談所への送致の要否	緊急度アセスメントシートをもとに緊急性の有無を、リスクアセスメントシートをもとにリスクの判断をします。緊急性が高い場合は、直ちに児童相談所へ送致を行います。緊急を要する場合はまず電話で連絡の上、後日文書送付を行います。状況によっては警察への連絡も必要となる場合があります。



(9)援助について

①援助計画

虐待通告を受理し、安全確認の上、援助方針会議にて支援が必要と判断された場合は、早々に援助目標を設定し、支援者側の体制作りを行い、支援の具体的方法と関係各課や市町村外の関係機関の役割分担を検討していく必要があります。

援助計画を具体的に策定するためには、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」を活用することが、関係各課や市町村外の関係機関の共通理解と協力を得るために有効です。

②援助の基本

i 子ども・家族との協力関係づくり

市町村における援助の基本は、子ども・家族との協力関係をつくることです。これが、在宅支援の基盤づくりにつながります。

「子どもは大勢の人との関わりで育つもの。親だけでは大変なので、みんなで取り組むもの」という共通認識に基づき援助を進めます。

家族は問題を抱えているかもしれませんが、その苦労や家族なりに努力していること、子どもの養育について大切な役割を果たしてきたことを認め、今後、家族が子どもにとって役に立つ力を発揮することができれば、最も頼りになる存在となります。

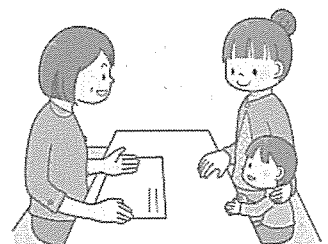
ii 支援者側の体制づくり

虐待の背景には、経済的問題（生活の困窮）や夫婦関係の問題など複数の問題が絡み合っている場合が多く、対応や支援にあたっては、組織内の各部署や関係機関が役割分担をしながら支援システムを形成して行うことが大切です。要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議を活用します。

③援助の方法

市町村が虐待のあった家庭を支援する方法は、「子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援」と、「子どもや家庭と一定の距離において具体的な見守りや経過観察を行う支援」に大きく分けることができます。ケースの状況によりどちらの方法が適切かを検討して決めます。

また、支援状況を定期的に確認し、支援内容の見直しを行うことが必要です。ケースの状況変化に応じて、児童相談所への送致や関わる主体機関の変更等を含めて、子どもや家庭が真に必要な支援は何かを検討します。



i 子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援

直接的な働きかけを行う支援は、保護者の受入れ意思があってはじめて成立するもので、保護者の意向や状況を確認しながら進めていくことが大切です。

援助の最終目標は、保護者がよりよい子どもへの関わり方を知り、これまでの不適切な関わりを改善することです。

保護者が自分自身の抱える問題にきちんと目を向けることができない段階で無理に具体的な支援を提案しても、保護者がマイナス評価を受けた、非難されたと誤解して、傷つき、防衛的に対応したりするなど、かえって追い詰めてしまう結果にもなりかねません。結果を急ぎすぎて支援が押しつけになったり、子どもや保護者の自主性を奪うような形になったりしないように配慮する必要があります。

最初から根本的な問題を扱うよりも、保護者が困っていると自覚していたり、取り組みやすいと思われる部分から開始したりする方が効果的な場合が多いです。また、子育てに関連した情報・サービス等の提供はもちろんのこと、保護者が参加できる地域での活動を紹介していく方法もあります。

<支援のステップ>

STEP1 信頼関係の構築	保護者が支援者の助言を受け入れる準備づくりから始める必要があります。不適切な養育を行っている保護者は、既に何度となく周囲から養育態度を非難されてる場合も多く、他者からの注意を受け入れることが困難な場合が多いものです。 支援者はまず、保護者の話を頭から否定するのではなく、共感的に正確に聞くことに努めます。保護者が気持ちを打ち明けて相談しやすい存在になることが理想です。 しかし、支援者が機関として虐待防止の支援を行っているということを、感情を交えず保護者に淡々と伝えることが必要です。
STEP2 子どもや育児に関する意識の変化	ある程度信頼関係が構築できた段階で、一般的な子どもや育児の話題、例えば、子どもの発達過程や発達の個人差、健康管理の方法の話などを通じて、子どもや育児に対する意識の変化を促すことを試みます。保護者が受け入れやすいように「子どもって、〇〇なところがありますよね。」等と押しつけがましくなく話そう配慮します。 また、保護者の行動で子どもの安全にとって役立っていること、心配なことについて話題にすることも必要です。
STEP3 適切な養育方法の提案	保護者が一般的な子どもや育児とこれまで自分が行ってきた育児との差に自ら気がつくことを目指し、適切な養育方法を提案します。くれぐれも保護者の批判とならないよう留意することが必要です。

STEP4 適切な養育の 助言・指導	保護者が提案を受け入れ、行動を変化させたいという意欲が見えた段階で具体的な対応方法を助言・指導します。保護者のできそうなところから始め、一緒にやってみる等の工夫が必要です。
STEP5 養育の変化を 評価する	保護者の養育に変化が見られた場合、できる限り早い段階で具体的な表現を用いて評価します。そうすることによって、変化が持続しやすくなります。

ii 子どもや家庭と一定の距離をおいて見守りや経過観察を行う支援

外部から見えにくい家庭という密室で深刻化し、保護者や子ども自身も窮状を訴えることが少ない子ども虐待において、「見守り」は非常に重要な支援の一つといえます。

しかし、「見守り」の方法は、段階や場面により多種多様な方法があるため、具体的に内容をつめておかないと関係機関の間で認識がずれたり、実際に「見守り」を行う機関が何をしたいかわからないまま漠然と対応してしまったりすることがあります。「見守り」にあたって重要なことは、「何の目的」で「誰が」、「何を」、「どういう方法」で行い、結果を「どこへ」、「いつまでに」報告するのかを明確にしておくことです。

また、「見守り」にあたっては、子どもや家庭の情報が全く入ってこない場合や保護者、親族等の話でしか子どもの様子を確認できない場合は要注意であり、調整機関は情報収集のために動く必要があります。例えば、一定期間状況が把握できない場合には、個別ケース検討会議を開催し、情報収集できない場合には家庭訪問等を行うという対応が考えられます。「何も連絡がないから心配ない」、「どこかの機関が見守っている」という思い込みは大変危険です。

なお、「見守り」については、「京都府児童虐待対応・見守り支援マニュアル」(H25.3)を参照してください。

○見守りの例1

項目	内容
目的	・泣き声等含めた家庭の状況把握 ・家事や育児の状況把握
誰が	児童委員
何を	泣き声の程度、頻度及びその他外から窺える範囲での家庭状況
方法	外から観察
どこへ	市町村児童福祉主管課担当
いつまでに	1週間ごとに報告

○見守りの例2

項目	内容
目的	虐待の再発防止
誰が	小学校担任
何を	登校状況、身体的虐待の兆候があるかどうか
方法	着替えや健康診断時の身体観察
どこへ	個別ケース検討会議にて報告
いつまでに	〇月〇日

④援助の手法（面接）

子どもや保護者と面接を行うに際しては、面接の目的を明確にしておく必要があります。

面接の目的として、「子どもの安全を確認する」、「信頼関係を形成する」、「保護者のニーズを把握する」、「保護者が必要としている情報を提供する」、「子育ての現状や家庭の生活状況に関する情報を聴取する」、「子どもへの適切な対応方法について指導可能か把握する」、「保護者の相談に乗る」などが考えられます。目的は一つではなく、複数存在することが普通であり、面接の間に変化することもよくあります。

Ⅰ 面接を設定する際のポイント

項目	内容
複数職員による対応	虐待の加害者などとの面接においては、複数の職員で面接に当たるのが望ましいです。これは、虐待面接においては、冷静な話し合いだけでなく、暴言、暴力、涙などを伴う面接になることが多く、できる限り落ち着いた状態で話し合いを続けるための配慮です。 混乱した状況に陥った場合でも複数の職員がその場にいることにより、加害者、面接者双方が冷静になり、合理的な判断ができる可能性が高いからです。また、発言における事実関係のトラブルを防ぐ意味合いもあります。 さらに、面接の前後に、面接に当たる職員間で面接目的や加害者の状態、面接結果などについて意見交換を行うこと、面接の記録をつけることは大変重要です。
家庭訪問と来所面接の使い分け	家庭での状況を実際に把握するためには、家庭訪問が有効です。しかし、家庭内では保護者のペースで面接が進みやすい場合もあるので、家庭の実態確認や子どもの状態確認などの場合を除き、保護者との関係性や面接の目的などに応じて、家庭訪問とするのか、公共の場所を面接場所として設定するのか考えて、使い分けましょう。
時間を決めて定期的に面接	1回の面接時間は、原則として1時間程度とし、日を変えて定期的に面接を行うことが望ましいです。これは、人間の集中力には限界があり、長時間にわたる面接では理性的な反応が低下して感情が強く出たり、同じ事柄の繰り返しの面接になったりするためです。また、虐待者は、自身の精神状態によって様々な表情を見せることがよくあるため、複数回の面接を通じて虐待者の多面的な人格像を把握することができます。 進行管理や支援の視点から、必ず次回面接日時を決めておくことが有効です。

ii 話を聞くときのポイント

項目	内容
聞くことを優先	面接では保護者の話を聞くことに重点を置き、支援者側からの意見は必要最小限にとどめます。保護者との対話では、反論や意見を言いたくなる発言が多く認められると思います。こうした状況で職員が先に意見を述べてしまうと、保護者は自分の考えを頑なに主張するか、黙ってしまうことになり、信頼関係を築くことが難しくなります。 ただし、虐待行為を正当化する主張に対していつも黙っていることは、「認めてもらえた」と受け取られる危険があります。暴力的にならざるを得ない保護者の心情等に焦点を当て、「（暴力は）しなくて済むなら、そうしたい」という心情を聞き出す工夫が必要です。
見方によっては別の事実	保護者の主張は、あくまでも保護者が理解している主観的事実です。通告者と虐待者とされた人（保護者）では、同じ場面の出来事であってもずいぶん内容が異なっていることがあります。このとき、どちらが正しくて、どちらが誤っているかという視点でとらえるのではなく、語り手はそのように認識していると理解することから支援の糸口をつかみましょう。
話は出来事で整理	保護者の話を聞くときは、相手の気持ち（主観的な見方）を汲みながら出来事を中心に整理しましょう。通常、対話の内容は、訴えたい「気持ち」と体験した「出来事」に分けることができます。「気持ち」の側面にポイントを置けば、主観を扱うカウンセリング的な色合いが強くなり、「出来事」の側面にポイントを置けば事実確認的な色合いが強くなります。 専門的なトレーニングを受けていない職員が面接を行う場合には、感情面に囚われることなく、語られる感情も含め、虐待者が体験した事実として話を整理していくことで、安全にある程度保護者の実態をつかめる面接ができます。
聞き上手は相づち上手	話を聞くときは、相づちを入れて理解していることを態度で示しましょう。人は熱心に聞いてもらっている実感を持つと本音で語りたい気持ちが強くなります。これが上手いくと、余計な質問をはさまなくても必要な情報を無理なく保護者から聞き出すことができるようになります。しかし、虐待相談の対象者は、このような方法をとっても全く受け入れてもらえない場合があることも少なくありません。

項目	内容
自分の身体の変化に留意	面接しているときは、自分自身の中の気持ちや、身体感覚に注意しましょう。保護者の話を聞いていると、憤り、恐怖、絶望感、焦燥感など様々な気持ちが湧いてくることがあります。また、身体的にも、肩に力が入ったり、胸がつまり息が苦しくなったり、胃が痛くなったりすることもあります。こういった状態のまま面接を続けると、保護者の感情に必要以上に巻き込まれて冷静に話し合いができなくなったり、過度に疲れてしまいかねません。 自身の心身変化に気づいたならば、肩の力を抜く、深呼吸をするなどの対応をしましょう。また、上司、同僚に困難を感じている状況を聞いてもらうことも必要です。

iii 子どもとの面接の配慮

項目	内容
信頼関係の形成が第一	子どもとの面接においては、信頼関係の形成が最も重要なポイントです。面接者が、子どもが関心をもっていることに関心を向けることが大切です。子どもの持ち物などから子どもの興味を知り、それを話題にすることも一つの方法です。 また、面接の目的を明確にしておくことも重要です。子どもの安心・安全を守りたいということを明確に伝えましょう。
笑顔と簡潔で親しみのある語り口	子どもに話すときは、面接者の表情、声の大きさ、使用する語彙、視線の高さなどに配慮します。子どもが知らない大人に対して警戒心を抱くのは当然であり、明るくやさしい雰囲気作りを心がけるとともに、使用する言葉や語りかけの口調も子どもの年齢や興味に合わせましょう。 しかし、子どもだからといって伝えるべきことを曖昧にすべきではありません。
悪態は子どもから大人へのテスト	子どもが悪態をついたり、反抗的な言葉を投げかけたりすることは少なくありません。これは「試し行動」と呼ばれたりします。厳しい虐待環境から、急に安全な環境に移った場合はよく見受けられる行動です。どこまでやったら、また怒られるかを試しているかのような言動ですが、つい感情的に対応してしまわないように気をつけましょう。
性別による対応	性的虐待の疑いがある場合は、なるべく同性の職員が対応することが望ましいでしょう。

項目	内容
子どもの発達を見る視点	虐待者が子どもの発達障害に気づかないで、単純に言うことを聞かない子、何度言っても分からない子と決めつけて虐待に至るというケースはよくあります。また、虐待体験により発達障害のような行動を示している場合もあります。 子どもを発達的な視点で捉えて、障害の有無も含めて適切な支援を考えることが必要です。子どもの成長発達の評価ができる職員（保健師等）との同行訪問が有効です。このとき、子どもの体格や身体つきに注意しましょう。

⑤援助の手法（保護者が拒否的な場合）

援助に対して拒否的な態度をとる保護者へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つです。子どもの身体生命に危険がある場合を除けば、保護者にとって違和感や抵抗の少ない方法、ときには保護者にとって何らかのメリットが得られる方法を優先的に検討することも必要です。

○アプローチのポイント

項目	内容
保健活動を利用する方法	被害を受けた子どもが乳幼児であれば、乳児健診、1歳6箇月健診、3歳児健診や発達相談に結びつけて、呼び出しや訪問をしてもらえば違和感がなく、保健師等による子どもの状態の確認が可能です。そこで子どもの育てにくさや、保護者の子育ての大変さを受け止めると、市町村福祉担当からのコンタクトもスムーズに進むことがあります。
保護者と関わりのある機関を介在させる方法	保育所や幼稚園・小学校・中学校などの機関が関与していれば、それぞれの機関の職員が保護者の子育ての苦労に共感を示しながら対応することが考えられます。保護者が困難に感じている子どもの特徴を理解するための検査や、養育の困難があればサービスの利用が可能であることなどを提案することで、コンタクトが取りやすくなることもあります。
医療機関へつなぐ方法	保護者に行政機関への拒否感があるときや、子どもに外傷、発育不良などの医療的課題があるときは、協力が得られやすい医療機関に一旦つないで、次の展開を考えることが適切な方法といえます。
親族、知人、地域関係者等を介在させる方法	保護者と何らかの面識や関わりのある親族、知人、地域関係者等がいる場合は、保護者の子育ての困難さと子どもの側の問題等について保護者の相談にのってもらえるなどの方法も考えられます。保護者との信頼関係が築けていることが前提となりますが、何らかのコンタクトを取ってもらいながら、子どもの現状確認や状況把握、市町村へのつなぎの協力を求めます。その場合、個人情報の取扱いには十分に留意しながら、相手により必要最小限の情報提供に留めるようにする配慮も必要です。

⑥援助の手法（特別な視点が必要なケースへの対応）

◆子どもに障害があるケース

障害児は保護者にとって育児負担が大きいため、身体障害、知的障害、発達障害などの障害の種別によらず、虐待のリスクは大きくなります。

その中でも、注意欠陥・多動症（注意欠陥・多動性障害）や自閉スペクトラム症（自閉症スペクトラム障害）といった発達障害児の場合、生来的な障害であると理解しがたいため、落ち着きのなさやこだわりといった子どもの行動特性に対して、保護者が激しい叱責や体罰をしてしまう場合があります。

また、保育士や教師から「わがまま」、「家庭でのしつけができていない」などと保護者が非難されることもあります。

安定した生育環境や教育環境を阻害する状況は、子どもがうつや不安症（不安障害）、反抗挑発症（反抗挑戦性障害）、素行症（行為障害）などを二次的に併発する要因となります。



支援のポイント

- ・子どもの障害特性を正しく理解する。
（保護者の育児負担の大きさに理解を示す。）
- ・学校、家庭生活全般まで、保護者が困っている問題を傾聴する。
- ・その上で、関係機関と具体的な支援策を協議する。その協議の場（個別ケース検討会議等）に、必要に応じて保護者の参加を検討する。

◆保護者に依存傾向があるケース

保護者が、アルコール・薬物・買い物・パチンコ・競輪競馬等のギャンブルなどに過度に依存している場合は、「自分を適切にコントロールしたくてもできない。」という依存症として捉えることができます。

依存は本人の意思の問題だと誤解されることが多いのですが、「病気であり、支援や治療の対象である。」ことを、まず知る必要があります。専門機関の支援が必要です。



支援のポイント

- ・保健所や精神保健福祉総合センター、医療機関等の専門機関と連携し、アドバイスを得ながら、保護者を支援していく。

◆保護者に精神的疾患があるケース

統合失調症、うつ病等の病気と診断された場合、まずは何よりも精神医学的な治療が大切です。また、保護者と子どもを継続して身近で支える人の有無が、通院（在宅）か入院かを検討する際に、大きな判断材料となります。



支援のポイント

- ・保護者に対して、家族とともに医療機関での治療をどう勧めるかを検討する。
- ・通院（在宅）か入院かを検討する。その際、保護者と子どもを継続して身近で支える人がいない場合は、子どもを保護者から分離することを検討する（保護者の入院、子どもを親族に預ける、児童相談所の一時保護、入所措置など）。

◆保護者にメンタルヘルス上の懸念があるケース

虐待の加害者は、自尊心の低さ、暴力を含む感情調節の困難、依存症、否定的な感情傾向、ストレス反応の亢進などのパーソナリティ要因や、子どもの行動に関する認知のゆがみなど、様々なメンタルヘルス上の懸念が認められます。PTSD（心的外傷後ストレス障害）、解離症、自閉スペクトラム症や境界性パーソナリティ障害等さまざまな診断がなされていることもあります。

このようなことから、保護者が生活上の負担や対人関係、家族関係の悩み事を抱えている場合が多く、これらに対する指導や調整が重要となります。

なお、このようなタイプの保護者は、関係機関による支援を被害的にとらえたり、過度に依存的になったりすることがあるため、支援者が疲弊しやすいといえます。

また、対応する関係機関によって、話される内容や要求が異なることがあるため、関係機関を混乱させたり、連携に支障がでたりすることがあります。



支援のポイント

- ・対応できる時間、支援の内容などについて、出来ることと出来ないことを保護者に明確に伝える。例えば、「面接時間は1時間」と保護者に伝えてから面接を始める等、対応の枠組み（限界）を伝える。
- ・支援の目標が、保護者の強さやコントロール力の向上であることを、保護者と共有する。
- ・関係機関で情報共有、役割分担に努める。必要に応じて、個別ケース検討会議を開催する。

◆母親が出産後に精神的問題を呈するケース

出産後6～8週間は産褥期といわれ、うつ状態や、錯乱、興奮、幻覚、妄想などの精神症状を呈することがあります。軽度の場合には、代わりに乳児の世話をしてくれる人がそばにいれば外来治療が可能です。まれに重症の場合には自殺を考えたりするため入院治療が必要となります。これらの症状はきちんと治療すれば、たいていは数ヶ月から半年前後の治療で完全に回復する一過性の病態ですので、母親に対し無理に育児を頑張らせてはいけません。心中事件や母子関係のこじれを引き起こすこともあります。ただし、完全に回復するといっても次回の妊娠・出産時に再発の可能性が高いことを支援者側が認識しておき、アセスメントすることが必要です。



支援のポイント

- ・ 母親に対して、医療機関での治療を家族とともに勧める。
- ・ 母親に対し、「無理に育児を頑張らなくてもよい」「まわりがサポートする」「治療を優先してほしい」との姿勢で支援をする。
- ・ 母子保健、福祉、医療等地域でのネットワークを確立する。
- ・ 次回の妊娠、出産時に、再発の可能性が高いことを認識して、アセスメントする。

◆子ども、保護者ともに知的障害があるケース

子ども、保護者ともに知的障害がある場合、育児・家事など生活全般において十分な養育が行えず、ネグレクト家庭として支援が必要なケースがあります。

保護者が金銭管理や生活の仕方を自ら改善することが難しいため、支援が長期にわたることを理解する必要があります。また、子どもや家庭の状況が刻々と変化するため、主となる支援機関が適宜関係機関と情報共有・役割分担をしていくことが必要です。



支援のポイント

- ・ 保護者と、ニーズの確認や支援内容等について話し合う。なお、保護者の依存傾向が強くないように、保護者自らができる方法を念頭に置いて支援をする。
- ・ 家族、親族のキーパーソン(中心人物)と相談しながら支援をする。
- ・ 関係機関で情報共有、役割分担をしながら支援をする。なお、家族、親族等のキーパーソンがいない場合は特にそれが重要となる。
- ・ 必要に応じて成年後見制度の利用について検討する。

◆外国人家族のケース

日本社会で生活する在住外国人が、言葉や、文化・習慣、社会制度、教育、子育て、経済など様々な場面でストレスに遭遇した時、その家庭の中において弱者である子どもへの虐待が起こる可能性があります。そのような時、その在住外国人家族に対して、日本人家族に対するのと同様に、迅速かつ適切な支援を行うことが必要です。児童福祉法は公法であり、日本の公の秩序に関する法律として刑法などと同じく在住外国人にも適用されるためです。

外国人ケースとの面接は通訳を介したとしても意思の疎通が困難である上に、相手が育った国と我が国との文化差から起こる価値観の違い等により、支援が難しくなることがあります。このような状況下でも、保護者や子どもからよく話を聞き、適切で分かりやすい説明や助言を行う原則は同様です。



支援のポイント

- ビザの有無、外国人登録などを確認し、不法滞在や犯罪がからみそうな場合には、警察や法務局と連携する。
- コミュニケーションをとるのが難しいことが多いため、図や絵を使って説明したり、国際交流協会に通訳等の協力を要請する。
- 経済面の問題の有無を確認する。例えば、国民健康保険に加入していない場合は、申請に付き添う等の支援をする。
- 出身地の文化や習慣を尋ね、不要な摩擦を避ける。問題が生じた場合、例えば、外国人に対する支援経験の豊かなボランティア団体などに協力を求め、解決方法を模索する。

◆転居を繰り返すケース

虐待に至るリスクの高い家庭の特徴のひとつとして、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証を通じて明らかになっています。

こうした転居を繰り返す家庭については、以下の点に留意しながら、調査や援助を行うことが必要です。



支援のポイント

- 保護者の転勤などの際には、子どものことを考えて学年や学期の区切りで転居を行うことが多いものですが、そうした区切りの時期と異なる転居については、どういう事情があったのか、既に転居がある場合はその頻度や間隔といった情報に着目します。
- 転居が行われて速やかに転入手続きが行われているかどうか注目し、手続きがなかなかされない場合には、転居を繰り返す、住所を明かせない事情がある、保護者が子どもの就学に関心である等の可能性があることが考えられます。
- 具体的な対応については、京都府『「居住実態が把握できない児童」への対応ガイドライン』（H28.4）を参照してください。

◆性的虐待のケース

性的虐待は、子どもに深刻な心理的問題を残します。例えば、低年齢の時に被害を受けてもすぐには症状や問題行動等が表れず、思春期になって、フラッシュバック(突然過去に受けた性的虐待の光景が目の前に浮かび混乱する)などにより精神的失調をきたし、医学的な治療が必要になったり、自分を汚れた醜い存在であるという自己否定感や自己嫌悪感から、自傷をしたり、自暴自棄となって非行に走ったりする場合があるなど、子どもの受ける被害は甚大です。

そのため、性的虐待が疑われる場合には、基本的に加害者を家庭から離すか、家庭から子どもを分離するなどして、子どもの安全確保を優先させて支援していきます。対応の初期から全ての段階において、専門的な支援が必要となります。（「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」を参照）



支援のポイント

- ・ 性的虐待が疑われたときには、家族環境が変わらないまま子どもを家庭に戻したり、虐待者に会わせたりしない。児童相談所へすぐに送致し、家庭に子どもを守るべき非虐待保護者がいても家庭では子どもの安全が守れない場合は、一時保護等により子どもの心身の安全を確保する。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）のケース

DVとは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。

DVは、加害者の暴力が子どもに及んだり、暴力を受けた被害者が連鎖のように子どもに暴力をしたりすることがあります。また、子どもへの直接の暴力はなくても、DVがある家庭の中で生活するということは、子どもがDVを日常的に目撃することであり、子どもに様々な心理的影響を及ぼします。そのため、児童虐待防止法では、子どもの目前でDVが行われることは心理的虐待に当たると定義されています。（児童虐待防止法第2条第4項）

例えば、子どもにとって、父親から母親への暴力を目撃することは恐ろしいことであり、自分も同じ目に遭うのではないかと不安になったり、自分を保護してくれる母親が暴力を振るわれたことで自分が暴力を受けているような気持ちになったりします。子どもは、DVのある家庭にいることより、落ち着きがなくなったり、攻撃的になったり、自己評価が低くなったり、不登校や学業不振といった影響が出ることもあります。



支援のポイント

- 児童虐待が疑われるときは、虐待リスクを判断するとともに、DV 被害者の意向に配慮しながら対応を検討する。
- 市町村の女性相談部門及び DV 関係機関のケースワークの基本方針は、DV 被害者自身が自ら問題解決に向けて決断し、行動できるように支援することであるため、子どもの安全確保を最優先として積極的に動く子ども虐待のケースワークと異なる側面があることを踏まえて連携する必要がある。
- 被害者が加害者に追いかけて回されるなど、母子の一時保護が必要と考えられる場合は、府の家庭支援総合センター等へ連絡する。
- 被害者が子どもに対して暴力を加えているなどの場合は身体的虐待としてアセスメントし、子どもの一時保護が必要と考えられる場合は、児童相談所に送致する。

◆代理ミュンヒハウゼン症候群（MSBP）のケース

保護者が実際には存在しない病的状態が子どもにあることを訴え、あるいは人為的に病的状態を作りだし、医療機関の受診を繰り返すものをいいます。

病気になった子どもの医療機関の受診に付き添い、看病をすることで周囲から同情や賞賛を集めるという体験をしたり、付き添いや看病が、家庭や家事、以前からあった保護者自身の問題から離れることを可能にしてくれるということを学習して、それが強化されることで生じると考えられています。

子どもにとっては、不必要な診察・検査・治療を受けることにより心身の苦痛を受けることになります。

病院への頻回な受診、保護者がいるときにしか子どもの症状がみられない、保護者の態度が子どもの症状や状態に合わない（重篤でないのに過度に心配、あるいはその逆）、といった特徴がみられれば、MSBP が疑われます。



支援のポイント

- 早い段階で保護者を問い詰めるような対応をしたり、証拠をつきつけると、拒否的となったり、事態が複雑・混乱する場合もあるため、医療機関等から情報を収集しながら、児童相談所に相談する。

◆ステップファミリーのケース

子どもと一緒に結婚や同居をしてできた新しい家族、家庭のことを「ステップファミリー」といいます。

ステップファミリーでは、離婚した家庭の体験が心に残っている、対人関係が複雑になりやすい、生活習慣やルールが変わるのでトラブルが生じやすい等の特徴があることから、家族がまとまるまでに時間がかかるといわれています。

子どもにとっては、別れた親に悪い、親をとられる気がする等の思いから、新しいパートナーへの嫉妬や拒否感等が生じやすく、また、いわゆる「試し行動」が多々見られます。



支援のポイント

- ・初婚家庭とは異なる悩みを抱えていることを理解する必要があります。
- ・新たな家族となる前に、親から子どもに対して、子どもが理解できるように説明がなされているか確認し、十分な説明がなされていない場合は、子どもが理解できるように親へ助言等サポートが必要です。
- ・解決には時間がかかる場合が多いので、長い目で寄り添うことが大切です。
(京都府作成「あした天気になあれ！～こどもと一緒に新しい家庭をつくる人々の幸せのために～」(H26.3月)を参照のこと。)

◆経済的困窮のケース

経済的困窮は社会的に孤立しやすい環境であることに着目し、世帯を孤立させない支援が必要です。特に妊婦に関しては、経済的困窮からの飛び込み出産や死亡事例につながるおそれもあります。

困窮状態が子どもに影響が出ていないか、どのように影響しているかを確認することが大切です。

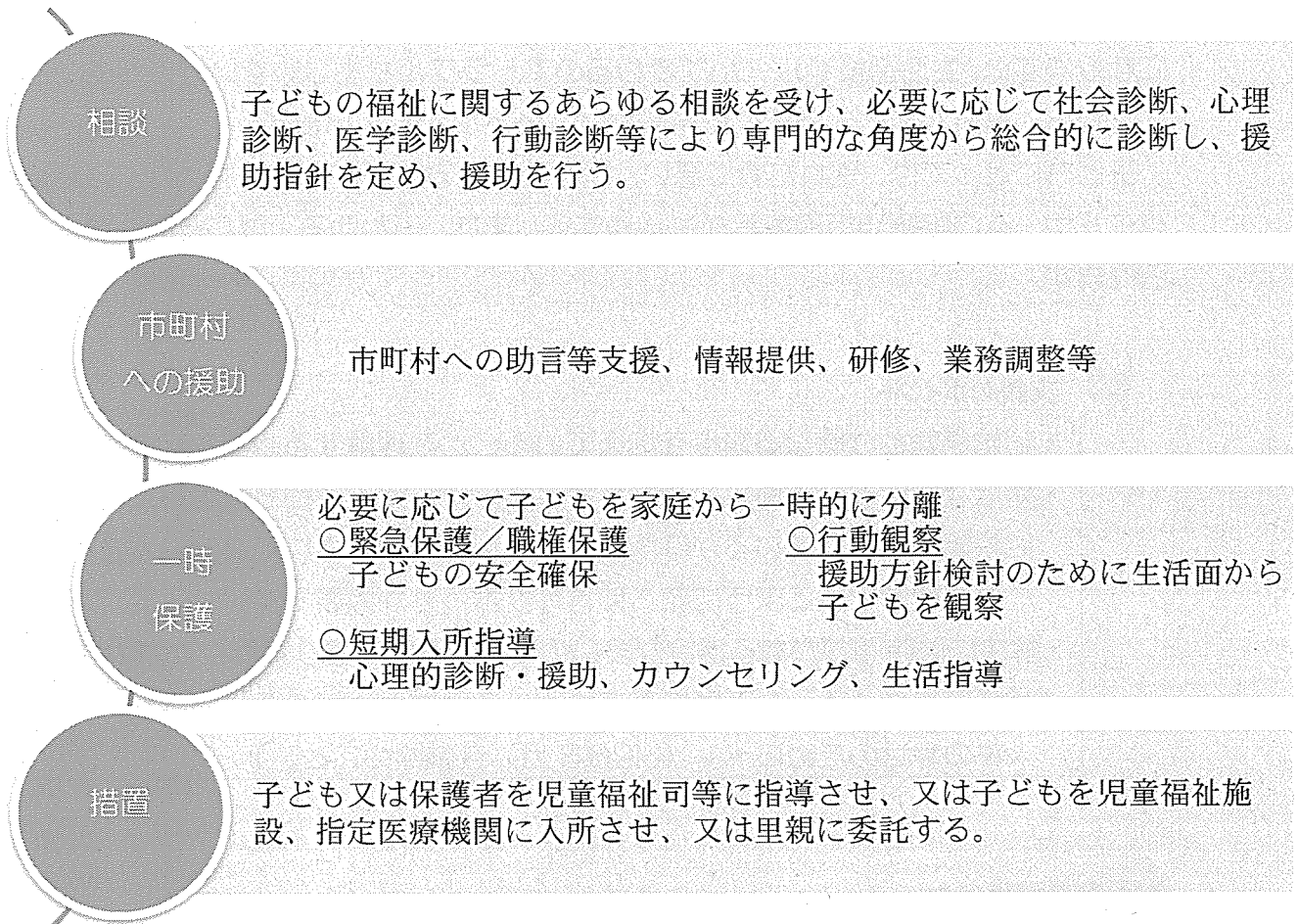


支援のポイント

- ・関係機関との連携により、適切に家庭の状況を把握する必要があります。
- ・妊婦に関しては、子育て世代包括支援センター等との連携が重要です。
- ・家庭への支援として何ができるのか、福祉事務所を中心に市町村の各窓口で適切に連携し、支援を検討していく庁内システムを構築することが大切です。

第3章 児童相談所の役割

1 児童相談所の機能



2 児童相談所の役割

児童相談所は、専門的な指導や判定、一時保護や施設入所措置等の権限の発動を要するような要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する支援を行います。主には、次のような業務について児童相談所が対応することになります（里親に関する業務はここでは除きます）。

(1)市町村への技術的援助(児童福祉法第11条第1項及び第2項)

児童相談所は広域行政を担う都道府県の機関として、市町村が行う子ども・家庭に対する相談支援業務について、市町村相互の連絡調整や情報の提供を行う他、専門的な相談機関として、主に次のような市町村への援助を行います。

- ▶ ケースの初期対応や進行管理、一時保護の必要性の判断等、市町村の児童家庭相談への対応について、技術的援助や助言を行う。
- ▶ 要保護児童対策地域協議会、個別ケース検討会議への参加
- ▶ 研修等の開催

(2)困難ケース・緊急性の高いケースへの対応

(児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号)

子どもに関する相談や通告のうち、市町村のみでは対応が困難な事案について、主に以下のような業務を行います。

- ▶ 子どもに関する相談や通告のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに應じること
- ▶ 子ども及びその保護者について、必要な調査や医学的、心理的、社会学的診断等を行うこと
- ▶ 子ども及びその保護者について、調査や診断に基づいて専門的な知識及び技術を必要とする指導等を行うこと
- ▶ 子どもの安全確保や行動上の診断を行うこと等を目的として一時保護を行うこと
- ▶ 施設入所や里親委託等の措置の他、児童の福祉や権利擁護のために法律上の権限を行使すること(親権代行、家庭裁判所への申し立て、立入調査、臨検・搜索等)

(3)施設入所中～解除後の子どもと家庭への支援

(児童福祉法第 48 条の 3、児童虐待防止法第 13 条及び 13 条の 2)

施設入所中の子ども及び家庭への家族再統合へ向けた支援を行うと共に、一時保護や入所措置が解除され、家庭復帰した子どもが安定した生活を継続できるよう、市町村や児童福祉施設など関係機関と緊密な連携を図りつつ、子どもやその保護者に対し家庭訪問等を通じて指導、助言や必要な支援を行います。

3 児童相談所の主な権限

一時保護（児童福祉法第33条）

保護者（監護者含む）の同意を得ることが原則ですが、児童相談所長が必要があると認める場合には、保護者の意に反しても児童、延長者及び保護延長者の一時保護を行うことができます。

措置（児童福祉法第26条第1項第2号、同第27条第1項第1号～4号）

児童相談所長の行う行政処分としての措置には、訓戒・誓約、児童福祉司等による指導及び指導の委託、施設入所・里親委託の決定、非行事案の家庭裁判所送致等があります。

立入調査（児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条～10条）

児童虐待が行われているおそれがあり、子どもの安全確認ができない場合は、職員を子どもの住所又は居所に立ち入らせ、必要な調査・質問をさせることができます。

臨検、搜索（児童虐待防止法第9条の3～第10条の6）

保護者が立入調査を拒む、妨げる、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、職員等に子どもの住所もしくは居所に臨検させ、または子どもを搜索させることができます。

臨検：住居等に強制力を伴って立ち入ること

搜索：住居その他の場所に人の発見を目的として探し出すこと

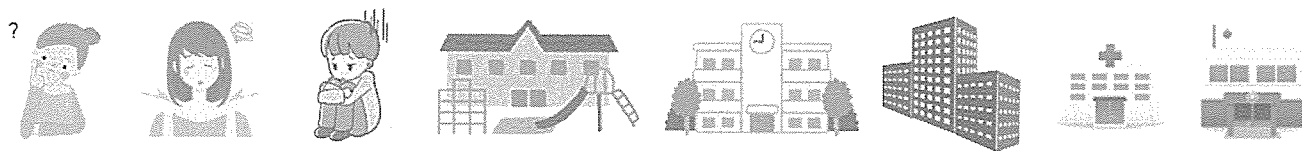
家事審判の申立（児童福祉法第28条、第33条の7及び第33条の8）

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得た上で施設入所措置等を行うことができます。

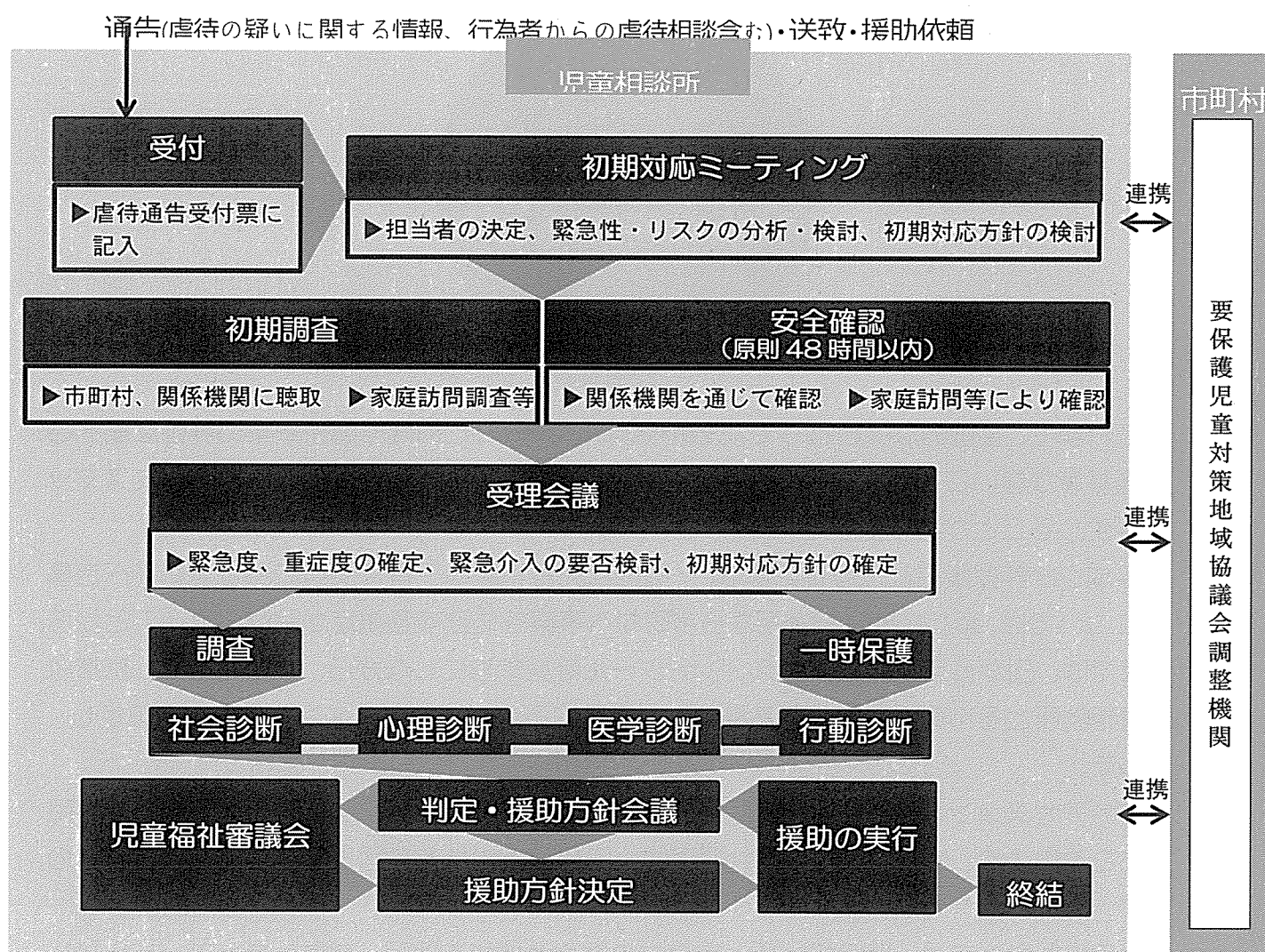
また、上記の家庭裁判所の承認を得て施設入所するだけでは子どもの福祉を守れないと判断される場合は、親権停止・親権喪失の申立を行うことができます。

なお、親権を行う者がいない子どもについては、家庭裁判所へ未成年後見人の選任の申立を行うこととされています。

4 児童相談所業務の流れ



近隣・知人・保護者・子ども本人・保育所・幼稚園・学校・市町村要対協・医療機関・警察等地域機関



1 共通アセスメントツール

児童虐待等の早期発見や適切な対応を図るためには、関係機関が当該事案に対する情報や見立てを共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、要保護児童対策調整機関へ情報を集約し、早期発見、迅速な支援、関係機関の情報共有・役割分担を行うことが必要です。

こうしたことから、要保護児童対策地域協議会における登録ケースの中に、児童相談所の虐待ケースの全てが含まれているのが本来の形になります。



これまで、全国的な課題として、児童相談所と市町村との間で虐待事案の評価に関する共通基準がないことで、結果として対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関にミスマッチが生じることがありました。

平成28年児童福祉法改正により、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案については、新たに児童相談所から市町村へ事案を送致する規定が設けられたことから、本章では、国から示されたアセスメントツール等を参考にしながら、今回新たに、京都府児童相談所と各市町村とで共通基準として活用するためのアセスメントツールを策定しました。

このアセスメントツールは、児童相談所と市町村及び関係機関が共通の評価項目を活用することにより、ケースに対する共通理解や円滑な情報共有を図ることを目的とするものです。

活用にあたっては、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化することで、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図るものです。

共通アセスメントツールには、「児童虐待の重症度基準」、「リスクアセスメントシート」、「緊急度アセスメント（一時保護基準）シート」、「家庭復帰のためのチェックリスト」の4種類があります。これらのシートを用いながら、その他の情報も含め、総合的にアセスメントすることが大切です。

<活用する場面の例>

- 安全確認及び初期調査の結果を踏まえてケースの評価を行い、主に関わるべき機関を協議
- 継続中の在宅指導事案の定期的な進行管理
(情報共有と協働、再アセスメントと役割分担)
- 施設等からの家庭復帰を検討する場合
- ケースの援助依頼、指導委託、送致の際の情報提供ツールとして使用 等

(1) 児童虐待の重症度基準 (p78)

重症度基準は、虐待通告のあった時点又はその後の調査を経て情報が収集できた時点で判定を行います。児童虐待の重症度基準には、最も重症度の高い「生命の危機」から、最も重症度の低い「軽度虐待」や子どもへの虐待行為はないが、そのリスクが心配される「危惧」まであります。それぞれの重症度におおまかな定義づけと例示をしていますので、調査の結果得られた情報が、どこに当てはまるのかを複数の職員で評価し、判定します。判定に迷いが生じる場合であっても、できるだけ「不明」とせず、限られた情報を元に客観的・組織的に判断するようにします。

<重症度基準について>

【生命の危機】

子どもの生命に危険がある。

☆生命の危険が高く、緊急に入院や一時保護が必要である。

【重度虐待】

今すぐには生命の危険はないと感じられるが、現に子どもの健康や成長発達に重要な影響が生じている。あるいは生じる可能性がある。

☆子どもと家族の指導や、子どもの保護のために誰かの介入(訪問指導、一時分離、入院など)が必要である。

【中度虐待】

今は入院を必要とするほどの外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される。

☆援助介入がないと、自然にこれ以上の改善が見込めない。

【軽度虐待】

実際に子どもへの虐待があり、周囲の者が虐待であると感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理は認められない。

☆しかし、親への相談援助は必要である。

【危惧】

虐待行為はないが、子どもへの虐待が心配される訴えがある。(家庭内のDVや虐待を目撃している可能性含む)

(2)リスクアセスメントシート (p81)

リスクアセスメントシートは、リスク把握にあたって、最低限の項目を整理したものであって、ひとつの目安として使用します。全ての虐待事案を特定の項目に当てはめてアセスメントすることは難しいので、リスクアセスメントシートに記載の項目以外の情報も含めて総合的に判断することが大切です。

また、リスクアセスメントシートの各項目において、「不明」の項目に多く該当する場合は、調査が不足している状況と考えられますので。詳細な調査を実施した上で、再度シートに記入するようにしましょう。

リスク判定を行った際には、判定理由を記入し、児童相談所と市町村間で共通理解ができるようにしておくことが重要であり、後の児童相談所・市町村間の役割分担や支援の方針にも関わってきます。

(3)緊急度アセスメント（一時保護基準）シート (p85)

緊急度アセスメント（一時保護基準）シートは虐待状況の切迫度、一時保護が必要な度合いについて、フローチャートに沿って、緊急度のアセスメントを行うものです。

特に緊急度がA（分離を前提とした緊急介入）あるいはB（発生（再発）防止のための緊急支援）に該当する場合は、子どもの安全確保のため、早急に一時保護の実施を検討する必要がありますので、迅速・的確な対応が必要になります。

(4)家庭復帰のためのチェックリスト (p86)

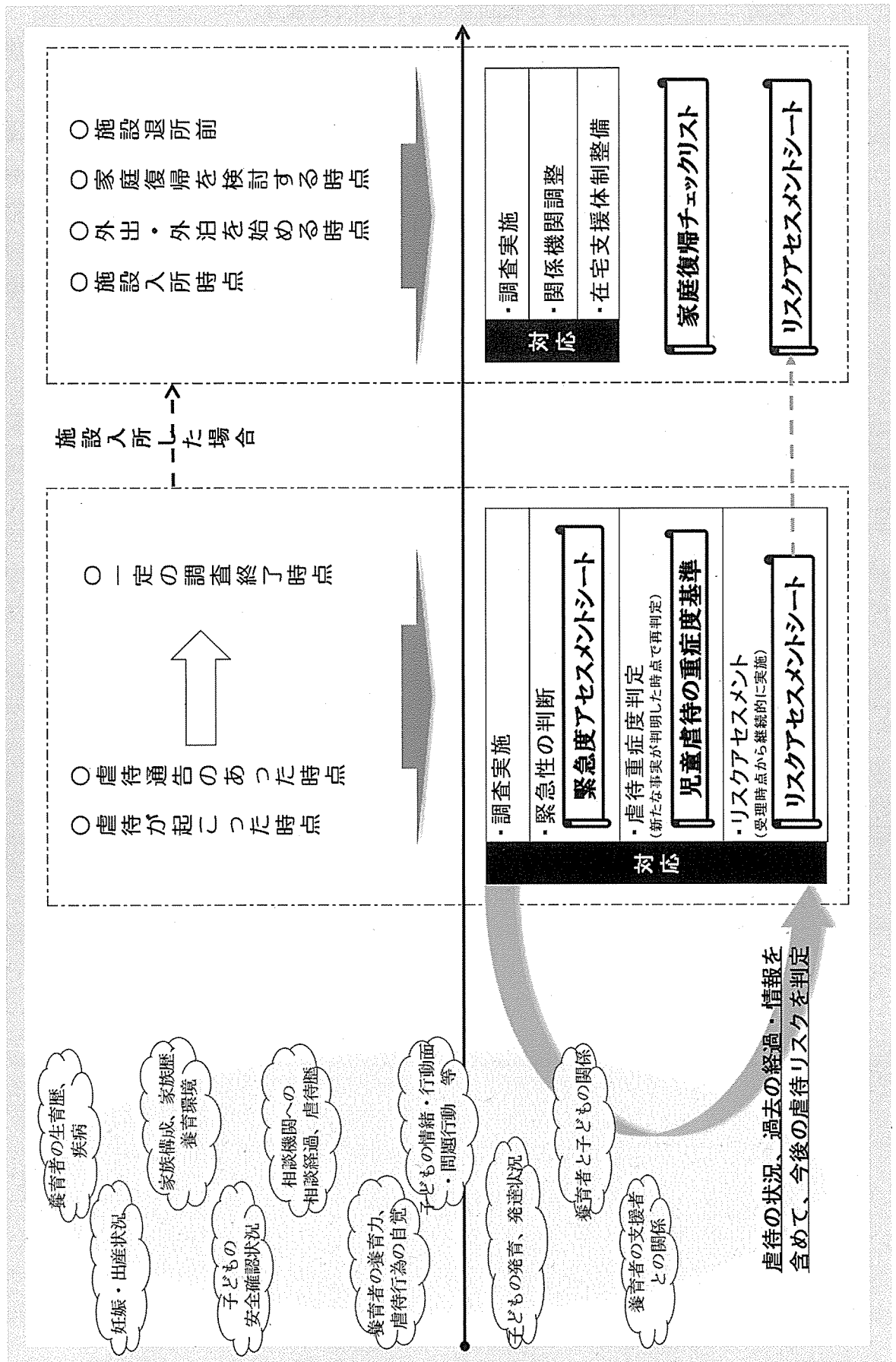
家庭復帰のためのチェックリストは、施設入所時点、外出・外泊の開始時点、家庭復帰を検討する時点のそれぞれで記入し、その間の変化を踏まえて検討することが望

ましいでしょう。そうすることで、家庭を含めた地域において家庭復帰が行える準備が整っているかどうかを判断することができます。

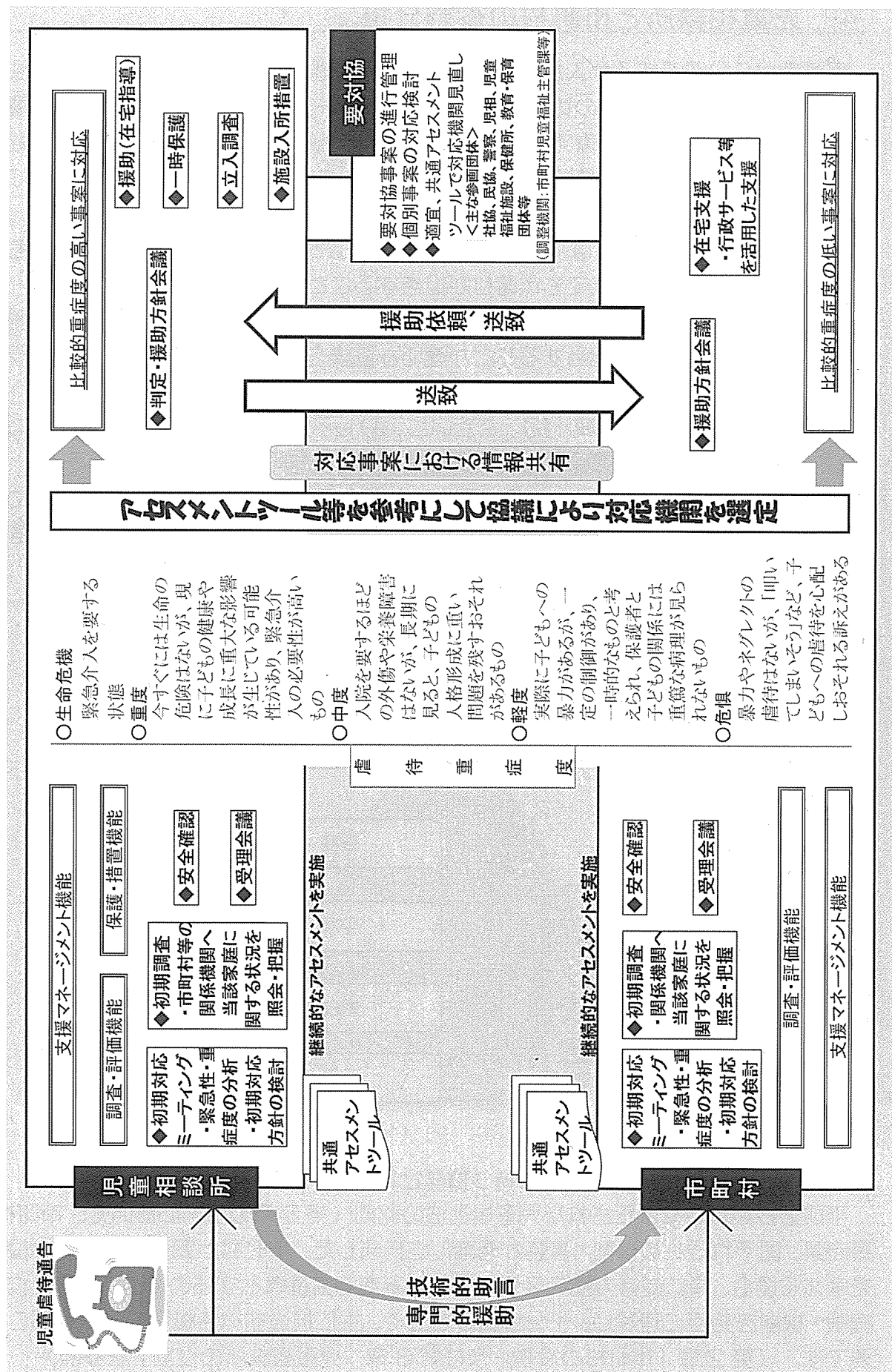
また、本チェックリストは児童相談所と市町村だけでなく、当該入所施設の職員ともよく協議の上、チェックすることが重要です。

市町村においては、施設入所児童の出身家族に他の在宅児童がない場合であっても、原則として要保護児童対策地域協議会においてケース管理を継続します。その上で、将来の親子再統合のために児童相談所や児童福祉施設等関係機関と緊密な連携を図り、必要に応じて保護者に寄り添う支援を行います。支援のために必要な情報等は、要保護児童対策地域協議会から児童相談所へ照会することで把握することが可能です。

2 アセスメントツール活用イメージ



3 アセスメントツールを活用した今後の方向性



4 児童相談所と市町村の役割分担

保護者から分離をする介入が必要あるいは介入を視野に入れた対応が必要な「生命の危機」、「重度」、「中度」の比較的高いリスクのケースについては権限のある児童相談所が主に担当し、地域での子育て支援の実施や養育方法の改善等による育児負担の軽減等で状況が改善される見込みがある「軽度」、「危惧」の比較的低いリスクのケースについては市町村が主に担当します。

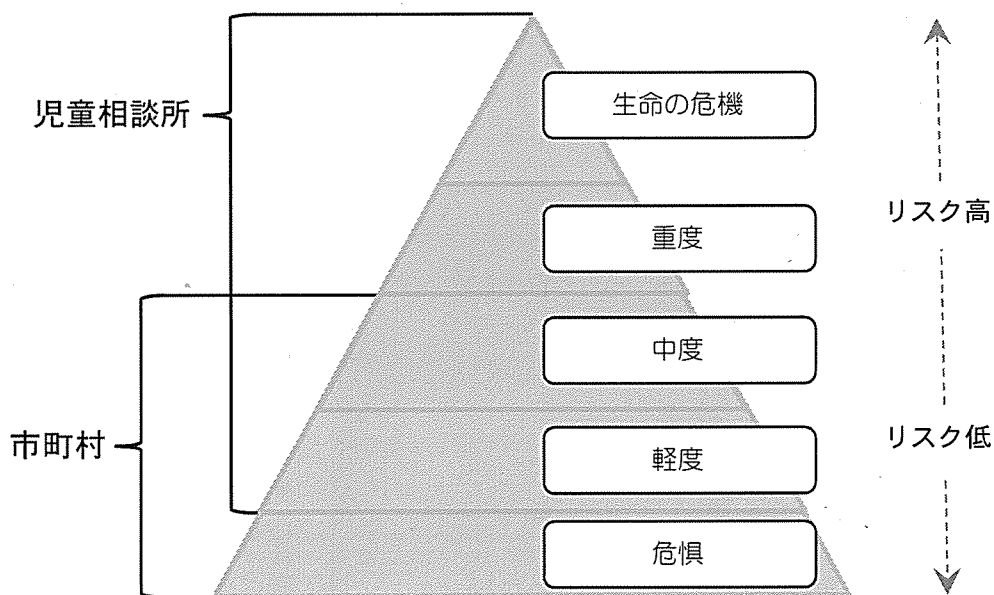
ただし、ケースによっては「軽度」のケースでも児童相談所が担当することが考えられますし、「中度」のケースでも市町村が担当することも考えられます。

いずれの場合であっても、児童相談所と市町村がアセスメントを通じて共通理解をし、支援の方針からどちらが担当することが適切か協議を行った上で判断することが大切です。

その上で児童相談所と市町村は、お互いにのりしろ型の支援が必要であり、常に情報交換して支援方法を確認していく必要があります。

なお、ケースの状態は改善したり、悪化したりとその時々で状況が変化するため、要保護児童対策地域協議会における実務者会議又は個別ケース検討会議において、適宜対応機関の見直しが必要になってきます。

＜児童相談所と市町村の役割分担＞（イメージ図）



＜児童相談所と市町村それぞれの持つ機能と権限による役割分担＞

平成28年5月に改正された児童福祉法の総則（第3条の3）において、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化されました。市町村と児童相談所との役割分担を考える場合、単に虐待の重症度やリスクのみを判断基準とするのではなく、それぞれの権限・機能を相互に理解し、十分協議した上で、主に担当すべき機関を決定することが必要です。（第2章「市町村の役割」及び第3章「児童相談所の役割」を参照）

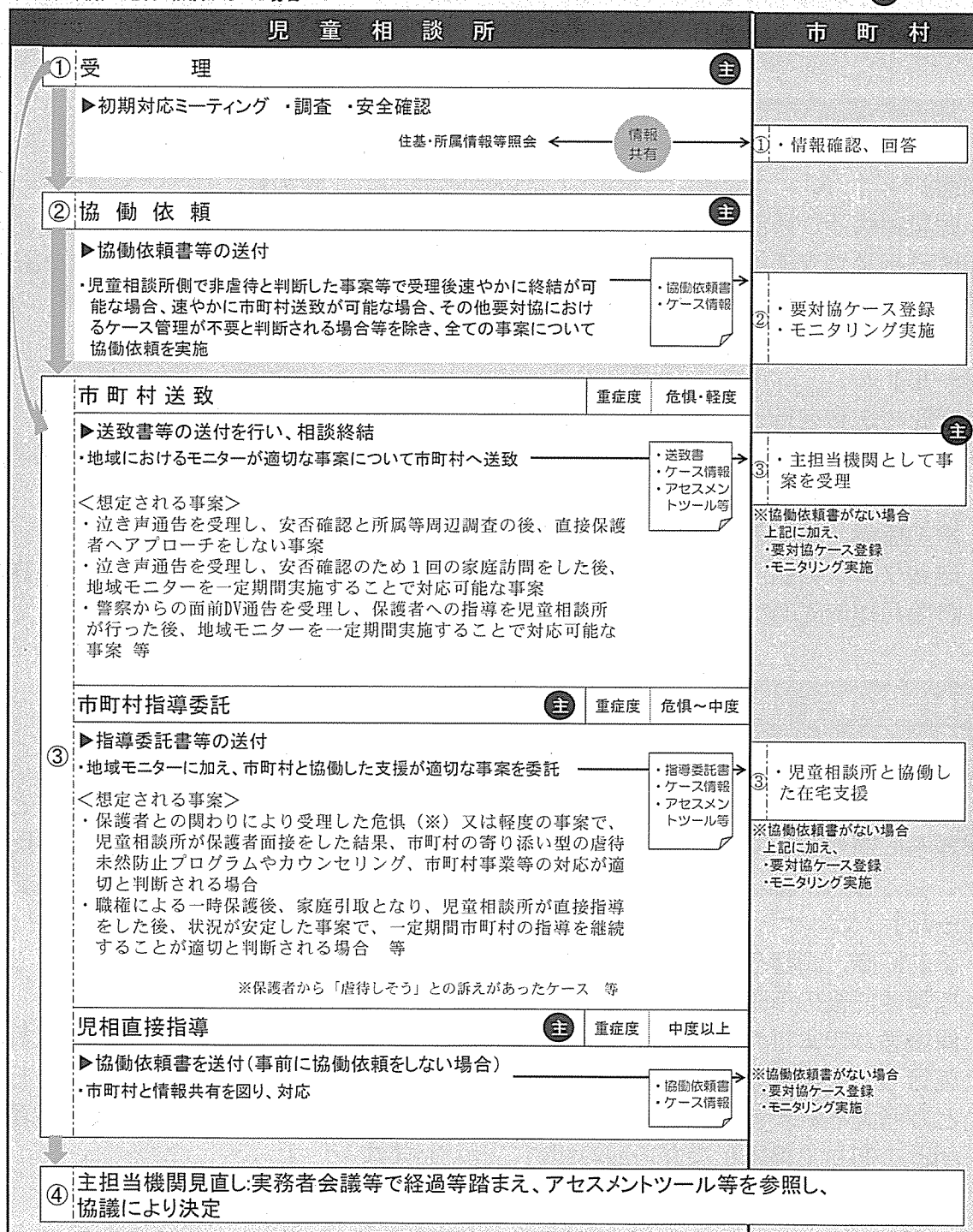
5 対応プロセス

児童相談所から市町村へ文書によりケース情報を提供し、連携したケース対応を依頼することがある他、平成 28 年度の児童福祉法改正により、新たに子どもまたは保護者の指導について児童相談所から市町村へ委託すること及び比較的軽微なケースについては、市町村へ送致することができる旨の規定が設けられました。

(1) 児童相談所に通告があった場合

< 児童相談所に通告・相談があった場合 >

主 … 主担当機関



◆協働依頼

【内容】

児童相談所から市町村に対して、文書により、要保護児童対策地域協議会においてケース登録を依頼するとともに、モニタリングの実施を依頼すること。

【ルール】

- ・協働依頼を省略する場合※を除き、受付後 1・2 週間以内に市町村向け発出します。
※例：通告内容が非虐待、受理時点で既に管轄外に親子が転居している、重症度判定の結果「危惧」であり、早々に市町村送致が可能な場合等）
- ・協働依頼書鑑文に添付する文書は初期対応ミーティング記録用紙（府内児童相談所統一項目のもの）とします。

◆市町村送致（児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号）

【内容】

児童相談所が通告を受けた子ども等のうち、施設入所等の措置は必要ないが、地域における相談や支援（専門的な知識等を要するものを除く）を行うことが必要と認められるケースを市町村に引き継ぐもの。（責任の主体は市町村に移る。）

【ルール】

- ・市町村送致を行った際は、児童相談所は終結します。
- ・ただし、市町村送致後、児童相談所が後方支援として市町村の相談に応じる等のサポートを行う形は従前どおりです。
- ・事前協議、調整を行った上で市町村送致を行います。
- ・送致ケースの状況変化に伴う事後の児童相談所への援助依頼書については、送致後 6 箇月以内であれば不要とします。

◆市町村指導委託（児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号）

【内容】

子どもが在宅のケースにおいて、児童相談所から委託を受けた市町村が、子どもや保護者に寄り添って継続的に養育支援等を行うもの。（責任の主体は児童相談所）

【ルール】

- ・事前協議、調整を行った上で市町村指導委託を行います。
- ・指導委託後の市町村から児童相談所への報告方法として、基本電話で可
- ・保護者が市町村の指導委託に従わない場合、児童相談所が市町村と一緒に家庭訪問を行う、児童相談所へ保護者を呼び出して指導を行う等、枠組みの再設定を行うことが考えられますが、事案に応じた対応が必要なことから、個別事案毎に児童相談所と市町村で相談しながら取り組むこととします。

(2)市町村に通告があった場合

市 町 村			児 童 相 談 所
① 受 理 (主)			
▶受理会議・調査・安全確認			
② 要保護児童対策地域協議会へケース登録・進行管理・援助 (主)			
▶虐待事案は原則「要保護児童」としてケース登録を行う ※明らかに虐待とはいえない事案等、市町村の判断で「要支援児童」として取り扱うことは妨げない。			
▶要対協実務者会議における進行管理、個別ケース検討会議にて援助方針等を検討し、援助を実施			
市町村直接指導 (主) 重症度 中度以下			
▶要対協の機能を活用し、援助を実施			
援助依頼 (主) 重症度 軽度・中度			
▶援助依頼書等の送付			
・児童相談所における技術的援助・助言が必要な事案 ＜想定される事案＞ ・子どもの心理判定が必要な事案 ・児童相談所と協働した保護者指導が必要な事案 ・児童相談所が受理していない事案に関する個別ケース検討会議への出席依頼 等			③ ・受理して協力
③			
児童相談所送致 重症度 生命危機～中度			
▶送致書等の送付			
・緊急性の高い事案 ＜想定される事案＞ ・性的虐待事案 ・一時保護、施設入所が適切な事案 等			③ 主 ・受理して、必要に応じ一時保護、施設入所等の措置、法的対応
④ 主担当機関見直し:実務者会議等で経過等踏まえ、アセスメントツール等を参照し、協議により決定			

なお、文書等は、新たに作成するものではなく、通常業務で作成済のものを活用する等により事務の効率化が図れるところです。

6 送致

児童相談所及び市町村に通告があったものは、通告を受け付けた機関において調査を実施しますが、調査の結果、対応する機関を変更する場合には、児童相談所から市町村又は市町村から児童相談所への送致を行います。

送致を行う際には、児童相談所と市町村とで必ず事前の協議を行い、アセスメントツールを活用する等しながら対応機関を決定します。

なお、送致に関連して、児童相談所及び市町村における取扱いについては以下のように整理されます。

対応	取扱	
	市町村	児童相談所
市町村が児童相談所に対して援助依頼を行った場合 (児童福祉法第 10 条第 2 項)	・市町村が主担当機関 ・要保護児童対策地域協議会にケース登録した状態	・受理して協力
市町村が児童相談所に送致を行った場合 (児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号)	・要保護児童対策地域協議会にケース登録した状態 (ケースの終結はしない)	・児童相談所が主担当機関
児童相談所が市町村に送致を行った場合 (児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号)	・市町村が主担当機関	・ケースを終結する

※主担当機関…事例の進捗状況や援助の適否、課題等について責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネジメント）を行う機関

7 児童相談所と市町村の連携・協働

児童相談所も市町村も、児童虐待防止法の規定により、「必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」（児童虐待防止法第 8 条第 1 項）点では変わりはありませんが、その後の措置については、児童相談所と市町村で違いがあります。

市町村はケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行った上で、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては児童相談所に送致することとされています。

過去には市町村から児童相談所へ送致したことをもって、自らの関わりは終わったと考え、その後は全て児童相談所に任せるような対応になり、重篤な事態を招いた例も他府県において起きています。このため、市町村は児童相談所に送致した後であっても、市町村

において実施されている保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合があることを考慮し、児童相談所と十分連携を図り、協働して支援をしていくことが大切です。

なお送致後も、状況から判断して立入調査や一時保護の必要性があると考えられる場合には、児童虐待防止法第8条第1項第2号による通知の活用を検討することが必要です。

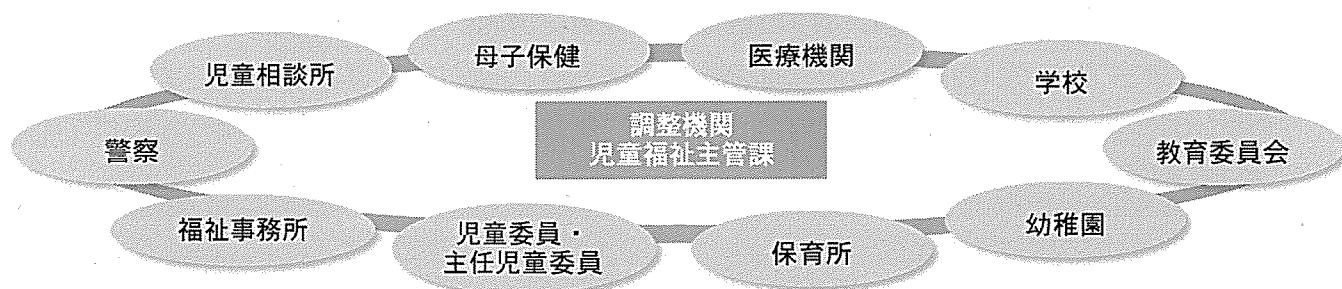
一方、児童相談所は、立入調査や一時保護を行える唯一の機関であることを自覚し、送致されたケースに対して最終的な判断は児童相談所が行うとしても、市町村からの送致等に対しては、その意見に十分耳を傾け、決定の内容や根拠を市町村にも伝えて、その後の連携を深めるための努力をしなければなりません。また、児童相談所から市町村へ送致を行った場合でも、引き続き、専門的な助言や援助を必要とする場合があるため、児童相談所と市町村がその役割を適切に発揮し、援助に漏れが生じることのないよう対応する必要があります。

第5章 要保護児童対策地域協議会

1 要保護児童対策地域協議会の役割

要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）は、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための法定化されたサポートネットワークです。

＜要対協のネットワーク（イメージ）＞



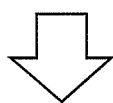
虐待ケースは、1つの機関では解決できないことが多く、多機関協力のもとに対応する必要があり、各機関を通じての情報共有、役割分担による連携が必要となります。

要対協の設置により、要対協を構成している機関同士の情報共有が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。

最も避けなければならないことは、虐待による死亡等の最悪の事態です。

そのため、以下のような事態に陥らないよう注意をする必要があります。

- ・ 支援が必要なケースへの対応が、どこの機関においても行われていない。
- ・ 一つの機関が抱え込み、他機関と情報が共有されていない。
- ・ 他機関へつなぐこと自体が目的化し、結果としてケースの押し付け合いや非難の応酬をしてしまう。



- ◆ ケースの放置により、虐待のリスクが上がり、重症化を招く
- ◆ 担当機関（担当者）がリスクの見落としや見誤りを行い、重症化を招く
- ◆ 多機関の機能を活かした役割分担ができず、支援が硬直化する

こうした事態に陥らないためにも、要対協のメリット（強み）を十分に理解し、支援に活用することが大切です。

要対協を活用することのメリット

○要保護児童等の早期発見

- ・多機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できる。
- ・子どもの目視、現認に係る情報の共有が可能。

○各関係機関等の連携による情報・支援方針の共有化

○情報共有を通じて、各関係機関等の中での役割分担についての共通理解

- ・各機関が同じケースに対して独自に行っている支援が重複することを防ぐ。
- ・各機関の役割・責任範囲を明確にし、機関の「丸投げ」「抱え込み」を防ぐ。
- ・担当者の燃え尽きや機関間の対立を防ぎ、関係者の協力意識が向上する。

2 要対協における情報共有

要対協の設置が法律で定められる以前は、支援しているケースに関する必要な情報について、医師や地方公務員等の関係者から、守秘義務を理由に個人情報の提供に協力できないという壁がありました。

要対協の設置により「要対協の構成機関内では、情報を共有できる」「構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めること」が可能となります。

一方で、要対協における情報共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、要対協の構成員（構成員であった者を含む）は、全て守秘義務が課せられます。

◆要対協の取り扱う情報についての法的位置づけ

- ・要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。

（児童福祉法第25条の2第2項）

- ・要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（児童福祉法第25条の3）

- ・要対協の構成員は、要対協で知り得た情報を漏らしてはならない。

（児童福祉法第25条の5）

情報共有が可能な要対協構成機関同士においても、第三者への情報の漏洩を防ぐために、事前のルール設定が重要です。

○各機関の所持資料におけるルールの設定例

- ・ 会議後の復命ルールの設定
担当者及び管理職のみの回覧にする 等
- ・ 資料の管理ルールの徹底
配付資料のコピーは禁止する
- ・ 守秘義務遵守の徹底
会議前には毎回必ず、守秘義務遵守の徹底について参加者に説明する

○要対協構成員のうち法人格のない団体に所属する者の守秘義務について

要対協構成員が地方公共団体の機関や法人格のある団体（医師会等）である場合、当該機関の職員又は職員であった者全てに法律上の守秘義務が課せられますので、要対協参加者が知りえた情報を団体内部で共有することは、必要な範囲で認められます。

一方で、法人格のない団体（民生・児童委員協議会等）の構成員については、要対協参加者本人には守秘義務が課せられますが、所属する団体のその他構成員には守秘義務が及びません。従って、会議で入手した資料等を複写して所属団体内で共有することなどは「守秘義務違反」となりますので、留意が必要です。

（児童福祉法第25条の5第1～3項）

3 要対協における調整機関の役割

(1) 要対協を支える柱

多くの機関から構成される要対協が効果的に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関（事務局）（以下、「調整機関」という。）が定められています。

調整機関は、要対協を構成する各機関からの虐待の通告や支援を要するケースを受理し、記録を作成して管理します。

具体的に想定される調整機関の業務としては、以下のものがあります。

◆要対協に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の各種会議の開催のための準備
- ・議事運営
- ・議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケース記録の管理

◆支援の実施状況の進行管理

- ・関係機関による支援の実施状況の把握
- ・要対協の支援対象とする全てのケースの進行管理台帳の作成及び管理
- ・個別ケース検討会議等における主たる支援機関と支援方法の決定
- ・実務者会議等における主担当機関の確認と支援方針の見直し
- ・子どもの安否確認情報の管理

◆関係機関等との連絡調整

- ・個々のケースに関する連絡調整
- ・緊急対応ケース受理時の児童相談所への連絡
- ・対象家庭が転出した場合の他市区町村への引き継ぎ連絡
- ・日常的な児童福祉分野、母子保健分野及び教育分野間の連携並びに情報共有

(2) 進行管理

要対協が支援対象とする全てのケースについて、調整機関は進行管理台帳を作成します。そして、各種会議における主たる支援機関の決定や確認、支援方針の決定や見直しについて定期的に台帳に記載し、管理します。

進行管理の目的は、各ケースの支援状況やリスクの確認、支援が行われていないケー

スがないかどうかの点検です。

これらの確認や点検は、実務者会議等で他機関、他職種の関係者との協議のもとで行われることが基本であり、調整機関だけや一担当者のみで行ってはいけません。

(3)支援機関

支援機関とは、要対協における市町村の各部局・機関、保育所、学校、医療機関、児童相談所、保健所などの構成機関のうち、個々のケースを直接的・間接的に支援している機関をいいます。その中で、中心的な機関（複数の機関の場合もあります）を「主たる支援機関」といいます。

主たる支援機関の他に、ケースを間接的に支援している機関も含めて、要対協が開催する個別ケース検討会議等において、各機関の役割分担を決定します。

また、緊急時の場合は、通告受理の時点で当面の主たる支援機関を決める場合もあります。

主たる支援機関と調整機関の関係については、以下の点を理解しておくことが大切です。

◆調整機関は主たる支援機関とは別の機能です

多くの市町村では、児童福祉主管課が要対協の調整機関を担っていることから、誤解を招きやすいので、注意が必要です。

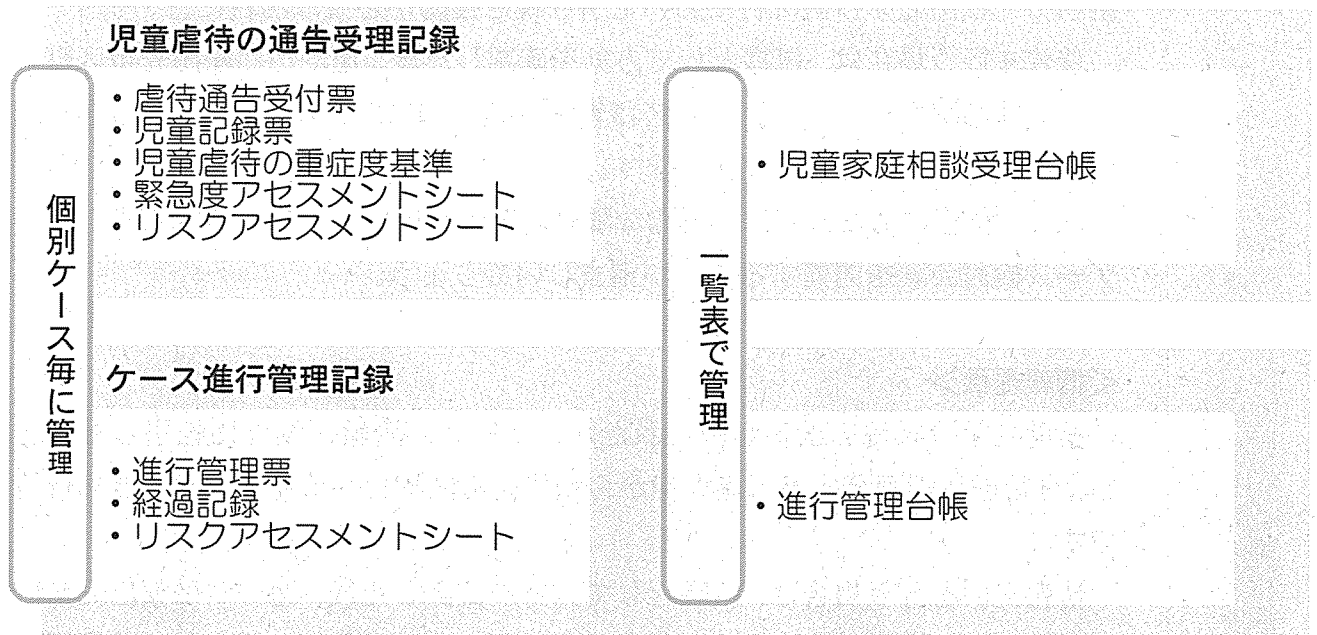
- ・調整機関の役割は、要対協の運営であり、ケースの進行管理です。ケースが要対協に登録されるというのは、調整機関が要対協の枠組みにおいて進行管理を行うことを決定したということであり、調整機関が主たる支援機関になるわけではありません。
- ・調整機関が児童福祉主管課であり、ケースの主たる支援機関も児童福祉主管課と決定した場合は、「児童福祉課の児童家庭相談担当」と明示するなど、調整機関としてではなく、相談機能を理由に決定したことを、他機関にも理解できるようにします。

(4)ケース記録の作成と管理

調整機関は、①虐待通告受理時、②ケースの進行管理において、受理した全てのケース記録を必ず作成し、管理します。

また、個別ケース毎に作成する記録（個票）と、台帳による記録（一覧表）をそれぞれ作成します。

これは、要対協構成機関の誰もがケースを理解し、担当者が異動しても、引き継いだ担当者が読んで理解できるようにすることで、ケースの課題やリスクへの認識、支援への具体的な支援方針が共有できるためです。



(5) 転出ケースへの対応

支援していたケースが他市区町村へ転出した場合は、以下のルールに基づき、当該市区町村にケース移管又は情報提供してください。

◆事前協議と文書によるケース移管

- ・転出先の市区町村の要対協には、事前に連絡協議を行う。
- ・必ず文書でケース移管または情報提供する。
- ・文書による引き継ぎは、子どもや保護者等の家族の同意を得るのが原則だが、同意が得られない場合でも転出先市区町村にケース移管または情報提供することが可能
- ・ケースの状況や支援方針、関わった機関の対応経過等については、可能な限り転出先の市区町村と協議の機会を設ける。

◆住民票の異動がない場合

- ・住民票の異動がない場合でも、子どもの保護者の転出が明らかになった場合には、保護者の現住地市区町村が管轄となる。
- ・住民票の異動がないケースについては、家庭事情など複雑な要因が絡み、リスクが高いので、特に慎重に引き継ぎをすること

◆ケース移管と情報提供

＜ケース移管＞

援助を実施している間に、ケースが管轄区域外に転居した場合に行う公式な引継事務で、転出先の市区町村において引き続き援助が必要な場合に行います。

移管を行う場合は、組織として方針を確認した後、速やかに転出先市区町村要対協と事前協議を行った上でケース移管を行い、転居が確認された時から遅くとも1箇月以内にケース移管を完了します。

なお、移管にあたっては、可能な限り新旧の市区町村が集まり、引継として個別ケース検討会議を開催することが望ましいでしょう。

＜情報提供＞

援助により状況の改善が図られたが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先市区町村へ情報の引き継ぎを行うものです。

情報提供を行う場合は、組織として方針を確認した後、速やかに転出先市区町村要対協と事前協議を行った上で情報提供を行い、なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのかについて、過去の情報だけでなく、直近の家族状況等の情報を含めて提供します。

なお、転居先市区町村の直接的な援助が必要な場合は、ケース移管としての手続を行います。

＜ケース移管及び情報提供の判断の目安＞

緊急度アセスメント(一時保護基準)シート(p82)に記載の「8. 虐待発生の可能性のある家庭環境である」または児童虐待の重症度基準(p75)の「危惧」に該当する場合は情報提供を行い、それ以外の場合はケース移管を行います。

ただし、以上はあくまで目安になるため、個別ケースの援助経過等の実態を踏まえて判断することが必要です。

4 要対協を構成する会議について

(1)要対協運営のための3つの会議

要対協で開催される会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の三層から構成されています。(市町村によっては4層構造のところもあります。)

(2)会議の開催について

3つの会議の運営は、調整機関が担当します。調整機関が、各会議の開催準備、会議録の作成、参加関係機関への招集やスケジュール調整を行います。新たに関係機関が会議に参加する場合や、担当者が代わった場合等には、当該機関や担当者に対し、調整機関が要対協の役割や機能を説明し、理解を得るために働きかけていく役割も求められます。

要対協のメリットを最大限に活かすためには、各会議の充実が必要不可欠となり、会議の開催が乏しかったり、会議そのものが形骸化したりすると、その影響で様々なリスクが発生します。参加機関の情報共有と役割分担を最大限に活かし、より適切な支援を実施するために適切な頻度と精度をもった会議運営が重要です。

①代表者会議

要対協の構成機関の代表が集まり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、より効果的な市町村における支援体制について、全体で確認するための会議です。

【開催基準】最低年1～2回

【参加者】各構成機関の長、市町村の部課長等

【目的】要対協の役割とルール確認

- ・要対協の活動状況を知る（実務者会議等の活動状況の報告）
- ・各機関の役割を知る（各機関の要対協での活動報告等）
- ・各機関の限界を知る（各機関の困っていることや課題の意見交換等）
- ・要対協のルールを知る（情報共有のルール、守秘義務の徹底について確認）

【メリット】

- ・各機関代表の参加により、虐待対応の現状や虐待の発生予防（子育て支援）への重要性について理解してもらう機会となり、施策提言等もできる。
- ・各機関の役割や限界を各機関の代表が理解でき、機関連携がより推進される。
- ・各機関の代表が要対協の現状やルールを認識することで、要対協をより活性化するための課題について協議できる。

【注意点】内容が形骸化した会議にならないようにすること

＜会議が形骸化した場合の影響＞

- ・各機関の役割と限界が要対協全体で共有されにくい。
- ・各機関の代表者にとって、虐待対応や子育て支援の必要性への認識が高まらない
→各機関間の連携が進まず、市町村全体の支援力が高まらない

改善対策

- ・要対協の課題と機関連携を参加者全員で共有・協議するための会議にする。

(例) 各機関からそれぞれの取組、課題について報告する。

前年度の要対協の対応状況や課題を報告する。

<代表者会議の開催手順>

i 日時の決定

- ・代表者会議は、年間計画として年1回ないし、2回を予定に組み入れておきます。
- ・日程としては、可能な限り年度の早い時期に開催するのが適切です。
- ・会議に要する時間は、2時間程度が目安です。

ii 会議内容の決定

会議の内容は以下のとおりですが、議題等はあらかじめ実務者会議等で決めておく方法もあります。

報告者	議題・内容	準備資料
協議会 各構成機関	虐待対応や防止への取組報告 新規事業の紹介等について	構成機関代表者名簿 各機関の取組についての説明資料等
調整機関等	市町村や府、国の虐待対応の実情等について	要対協の対応実績資料 府・国の虐待関連通知文書等
	要対協に関連する連絡、要対協のルール（守秘義務や情報共有）についての確認事項	規約等
外部学識経験者等	児童虐待発生予防のための講義等	研修用資料等

iii 代表者会議活性化のために

各機関の代表者が、会議開催の目的を理解して参加することが、会議の活性化につながります。参加への呼びかけが弱いと、代表者の代理出席ばかりになり、結局会議が形骸化することにもなりかねません。各代表者が、会議目的の理解と参加への動機づけを高め、意義のある会議にするためにも、以下のような工夫が必要です。

- ◆事前に各機関の取組の現状や課題等をアンケートしておき、会議の場で報告・意見交換する。
- ◆現場の実践者が虐待対応等の支援の実際について話をし、虐待対応の困難さや連携の必要性への理解を高める。
- ◆国の死亡事例検証報告等を通じて、重大事例の防止と発生予防への取組の大切さを学ぶ。

②実務者会議

要対協の構成員のうち、実際に支援を行っている実務者等が集まり、要対協が対象とする全てのケースを進行管理するための会議です。

【開催基準】最低2～3箇月に1回

【参加者】各部局及び機関の実務担当者

【目的】要対協が把握する全ケースのリスク管理

- ・全ケースに対し定期的に、直近の状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行う。
- ・機関同士の情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の検討を行う。
- ・地域の児童虐待発生予防対策を推進するための啓発活動等を企画する。
- ・要対協の年間方針（スケジュール）の策定、代表者会議への報告準備等を行う。
- ・主担当機関を明確化する。

【メリット】

- ・リスクの見落とし、支援の放置を防ぐ
- ・各機関の実務担当者のアセスメント力が向上する
- ・リスク管理を各機関で共有でき、各担当者にとって、子どもと家庭を見守る意識が向上する

【注意点】・開催回数が少ない、又は定期的に開催されないような事態を避けること
・経過報告のみに終始しないよう工夫を行うこと

<開催が乏しい、開催が不定期的な場合の影響>

- ・ケースのリスクについて多機関で評価する機会が少なくなるため、調整機関もしくは主たる支援機関のみがリスク判断を行うことになる。
- ・多機関多職種による様々なケースの見立て、支援の在り方等が共有化されにくい。
→リスクの見落としが起こり、ケースの重症化を招く。

改善対策

- ・多機関参加による定期的な開催計画をあらかじめ決めておく。
- ・アセスメントを活用する等して重症度の高い案件を集中的に議論する。 等

<実務者会議の開催手順>

ⅰ 会議メンバーの選出

◎想定される参加機関

市町村：児童福祉主管課、母子保健主管課、DV対策担当課、教育委員会、調整機関担当課

府：児童相談所、保健所、警察

その他：民生児童委員協議会、子育て支援団体・機関 等

◎参加メンバー

- ・参加メンバーは、各機関の実務担当者で、責任及び経験のある担当者が望まれます。
- ・担当者の経験が浅い場合には、上司（管理職）と同行する等の配慮が必要です。
- ・重大事例の見逃しを防ぐためのリスク管理の会議なので、調整機関担当課の管理職は必ず参加してください。

◎児童相談所の参加は大変重要

- ・会議により、児童相談所への援助依頼又は送致を判断したり、主担当機関を児童相談所に決定する場合があります。こうした場合、児童相談所の参加により、意見や助言を求めることができます。

◎アドバイザーの参加

- ・困難事例への対応等、専門的な知見をもつアドバイザーからの助言の活用は大変有益です。必要に応じ外部のアドバイザーへの参加依頼も検討してください。

ii 日時の決定

- ・会議の出席者の時間を調整します。
- ・1回の会議の開催時間は、2～3時間程度が目安です。
- ・事前に年間スケジュールを決定しておき、各機関に要対協の年間行事として知らせておきます。

iii 資料の準備

資料名	関連する書類とその準備
進行管理台帳	調整機関が事前に必要事項を記入
進行管理票	
新規ケースについての報告書類	主たる支援機関等の対応資料
	リスクアセスメントシート等
困難ケースについての報告書類	主たる支援機関等の対応資料
	個別ケース検討会議開催時の資料
	リスクアセスメントシート等
その他資料	その他案件・連絡事項等

進行の一例

- 1 参加者の自己紹介
- 2 会議の終了時間と配付資料の確認
- 3 配付資料に基づき、進行
継続ケース、新規ケースの協議
各ケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しについて
- 4 個別ケース検討会議で課題となった点の協議
困難ケースの対応等、個別ケース検討会議の資料等を元に協議
- 5 その他、要対協での協議事項の確認
関係機関連携における課題
代表者会議での企画検討 等

③個別ケース検討会議

ケースの支援に直接関わっている担当者が集まり、個別のケースについて具体的な支援を進めていくための会議です。

【開催基準】 ケース対応に係る関係機関が複数あり、役割分担や状況確認等が必要な時

- ・施設退所前 ・一時保護解除前 ・在宅支援中、状況が悪化
- ・多機関による支援を実施する場合 等

【参加者】 ケースの支援に直接関わっている機関の担当者

【目的】 現に対応しているケースの支援に向けた協議

- ・ケースのリスクや緊急度の判断
- ・ケースの支援状況の把握や問題点の確認
- ・ケースに関する新たな情報の共有
- ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ケースの主たる支援機関とキーパーソン（主たる支援者）の決定
- ・支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ・次回の会議開催についての確認

【メリット】

- ・ケースのリスクや状況を参加者で共有でき、支援方針を把握できる。
- ・各機関の実務担当者のアセスメント力が向上する。
- ・各機関の役割分担が整理でき、担当者の抱え込み、機関間の無用な対立を防ぐ。
- ・支援に関わる担当者らによる「チーム」ができ、支援への士気が上がる。

【注意点】 通告受理後、支援が必要なケースは開催する。

＜開催されない場合の影響＞

- ・安全確認が必要なケースに、主たる支援機関やキーパーソンが決定しない。
 - ・一機関、一担当者によるケースの抱え込みが起こる。
 - ・各機関の役割に沿った支援方針が早期に共有されず、機関間の無用な対立を招く。
- 児童の安全確認への遅れ、担当者の燃え尽き、主たる支援機関やキーパーソンの不在によるケースの放置等の結果、子どもとその家庭にとって致命的な事態を招く。

改善対策

- ・通告受理後、重症度が「中度」以上のケースについては、個別ケース検討会議の開催を必ず検討することをルール化する。等

＜個別ケース検討会議の開催手順＞

個別ケース検討会議は、初期調査及び安全確認後に行います。初期調査と安全確認の結果に基づき、調整機関は、緊急度・重症度の再確認と、要対協による支援が必要かどうかについて検討します。

要対協による支援を要する基準は、一機関での支援では対応が難しく、多機関が情報共有、連携、支援することが適切な場合等です。

i 開催決定

関係機関（学校、保育所、病院、保健センター等）からの要請や、調整機関における判断によって開くことを提案します。

◆個別ケース検討会議開催の基準の例

- ・多くの機関が情報共有し、連携し、支援することが望ましい場合
- ・一つの機関では、対応に限界がある場合
- ・福祉、保健の施策（生保、障害福祉、保育等）が活用できるが、十分活用できていないケースであり、福祉、保健と教育が連携して支援を行うことが必要である場合
- ・地域の人（児童委員、主任児童委員）を支援者として位置づけていくことが必要である場合
- ・きょうだいがいて、複数の機関に子どもが在籍している場合
- ・進行管理中、ケースの状況に大きな変化が生じ、子どもの安全確保や援助方針の大幅な変更が必要となった場合
- ・他機関から会議開催の要請があった場合

ii 参加機関の決定

- ・情報を収集する過程において、そのケースにどの機関が関わっているのかが分かる場合があります。

- ・子どもが所属する機関（学校、保育所等）には、必ず参加を呼びかけます。
- ・既にケースに関わっている機関に対しては、調整機関がその機関に呼びかけ、他に参加してもらう必要がある機関についての意見を求めることも大切です。

◆会議開催までにケースを通告した機関との打合せを行っておく

- ・関係機関間に最初から温度差があれば、話し合いにならない場合もあります。
- ・調整機関は、ケースを通告した機関と経過等を含め、事前に打合せをしておくことが重要です。

iii 会議の開催時期及び開催時間の決定

- ・ケースの主たる支援機関を中心に、できるだけ速やかに開催時期を決定します。
- ・長時間に及んでも成果は得にくいいため、会議に要する時間は、原則1～2時間とします。

iv アドバイザーの確保について

- ・事例によっては、精神保健分野や、その他法律的なことを含めて、アドバイザーが必要な場合があります。
- ・必要に応じて、児童相談所に対してアドバイザーの派遣を要請します。
- ・以下のようなケースの場合、個別ケース検討会議において児童相談所の参加が必要となります。

◆個別ケース検討会議における児童相談所の役割

- ・子どもの安全確認のための立入調査、一時保護について検討が必要なケース
- ・子どもが入所していた施設、又は委託されていた里親宅から、家庭に戻ることであり、在宅支援が必要となるケース
- ・子どもの他のきょうだいの情報等について、児童相談所と情報や支援方針を共有しておきたいケース

v 個別ケース検討会議の進行例

会議のステップ 所要時間	流れ
導入 (10分)	1) 司会者挨拶 ・通告、受理、会議開催までの説明 ・資料の説明（ケースの基本情報、リスクアセスメントシート等） ・会議の流れと時間の確認 守秘義務の確認 2) 出席者の紹介
情報の共有 (20分)	3) 今までの経過について関係機関から報告 ・通告受理から会議開催までに得られた基礎情報の説明 ・主たる支援機関から今までの経過を報告

	・補足情報について関係機関から追加説明 ○ケース理解のために会議参加者から質問をもとめる
課題の明確化 (30分)	4) 状況を明確化し、共有する ・今まで関わってきた機関を中心に、検討内容を焦点化する ・気になる問題点について、報告者から説明 ○課題が何かを再度検討していく ○アセスメントシート利用等で課題を共有する
対応と役割分担 (20分)	5) リスク低減のためのアプローチの検討 ・どういったことから、問題が軽減されうるか ・もっとも実現できそうなものは何か ・優先順位、短期目標、長期目標は何か ・支援方針の決定 6) 利用できる力や、社会資源についての検討 7) 役割分担の確認 ・主たる支援機関及びキーパーソンの確認 ・各機関の役割の確認
今後の支援の 確認 (10分)	8) 今後の支援の確認 ・会議の決定事項の確認 ・緊急対応の連絡方法について 9) 次回会議開催日の決定

5 要対協へのケース登録及びケースの終結

平成28年度の児童福祉法改正により、要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校に対して、市町村にその旨を情報提供するよう努力義務が課せられました。（児童福祉法第21条の10の5第1項）また、市町村要対協調整機関への専門職配置義務化（従前は努力義務）等に伴い、これまで以上に要対協調整機関自らが責任を持って個々のケースに応じて調整を行い、実行ある役割が果たされるよう期待されています。

要対協調整機関においては、どのようなケースを要保護ケースとして実務者会議で共有し、その他の要支援児童ケース等をどのように管理していくのか、また、ケース終結についての一定の基準等を予め決めておく必要があります。

なお、終結にあたっては、要対協調整機関のみの判断で終結するのではなく、要対協でアセスメントした上で、必ず構成機関の了解を得て終結します。

終結した場合でも、庁内の単独機関（教育委員会や保健センター等）における支援は継続し、状況によっては要対協調整機関に情報提供していくことが必要です。

(1) 要対協へのケース登録（例）

- ① 通告、相談があったケースで、複数の機関による継続的な支援や情報共有が必要な場合
- ② 対象ケースに転入、引継ぎがあった場合
- ③ その他必要と判断できる場合

(2) 要対協ケースの終結（例）

- ① 対象ケース（家庭、児童）が転出した場合（転出市区町村への移管後終了）
- ② 概ね6箇月（※注）以上、新たなリスク要因（虐待を疑わせる事象、転居、家族構成の変化等）が発生していない場合
- ③ 対象児の加齢、成長に伴い、自らが課題等に対峙・解消する力をつけたと判断できる場合
- ④ 当初の課題が解決又は単一の機関での支援で十分対応可能な場合
- ⑤ 継続的な相談・支援ニーズがなくなった場合

（※注1）要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の目安（例）（『「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）について』（H29.3.31 付け雇児発 0331 第47号）

（※注2）実務者会議で2～3回はモニタリング結果を共有できる期間

1 児童福祉法改正の概要

(1)これまでの法改正経緯

○厚生労働省「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料より

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯 (詳細)

※改正内容の抜粋

平成
12

◇児童虐待の防止等に関する法律の制定
(児童虐待防止法制定) 平成12年11月20日 施行

- ◇児童虐待の定義
 - ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

平成
19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成20年4月1日施行

- ◇児童の安全確認義務
 - ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
 - ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の新設(臨検・搜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成
16

◇児童虐待防止法改正
平成16年10月1日 施行
○児童福祉法の改正
平成17年1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し
 - ・同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義
 - ・児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義
- ◇通告義務の範囲の拡大
 - ・虐待を受けたと思われる場合も対象
- ◇面会又は通信の制限
- 市町村の役割の明確化
 - ・相談対応を明確化し虐待通告先に追加
- 要保護児童対策地域協議会の法定化
(H17年4月施行)
- 司法関与の強化
 - ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化(入所措置の期間は2年間、家裁の承認を経て更新可能)
 - ・保護者指導の勧告

平成
20

○児童福祉法の改正
平成21年4月1日施行(※●印を除く)

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充(H21年1月施行)
- 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成
23

□民法の改正・○児童福祉法の改正
平成24年4月1日施行(一部を除く)

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権停止制度の新設
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 施設長などの権限と親権との関係の明確化
- 法人又は複数の未成年後見人の許容
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行について規定
- その他(子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化、懲戒に関する規定の見直し、離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示)

(2)児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 6 月 3 日公布)の概要

○厚生労働省平成 28 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1)児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2)国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3)国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4)親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記

2. 児童虐待の発生予防

- (1)市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2)支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3)国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1)市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2)市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3)政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4)都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5)児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1)親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2)都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4)自立援助ホームについて、22 歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後 5 年を目処として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成 28 年 10 月 1 日)

2 児童福祉法等改正のポイント

(1) 児童福祉法の理念の明確化等

- ▶ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

児童の福祉を保障するための原理の明確化 (児童福祉法 § 1, 2)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化

家庭と同様の環境における養育の推進 (児童福祉法 § 3 の 2)

- 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

国・地方公共団体の役割・責務の明確化 (児童福祉法 § 3 の 3①、②、③)

- 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講ずる。

しつけを名目とした児童虐待の防止 (児童虐待防止法 § 14)

- 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記

(2) 児童虐待の発生予防

- ▶ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遮減する。

子育て世代包括支援センターの法定化 (母子保健法 § 22)

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター※」を設置するよう努めるものとする。 ※法律上は、「母子健康包括支援センター」

支援を要する妊婦等に関する情報提供 (児童福祉法 § 21 の 10 の 5)

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

母子保健施策を通じた虐待予防等 (母子保健法 § 5)

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記

(3)児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ▶児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

市町村における支援拠点の整備 (児童福祉法 § 10 の 2)

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めるものとする。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 (児童福祉法 § 25 の 2⑥、⑧)

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。

児童相談所設置自治体の拡大 (児童福祉法 § 59 の 4)

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。（改正後附則）

児童相談所の体制強化 (児童福祉法 § 12③、§ 12 の 3⑥、§ 13⑤、⑧)

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）を配置するものとする。
- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

児童相談所の権限強化等 (児童福祉法 § 26①、児童虐待防止法 § 8②、§ 9 の 3、§ 13 の 4)

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則）

通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正後附則）

(4)被虐待児童への自立支援

- ▶被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

親子関係再構築支援（児童福祉法 § 48 の 3、児童虐待防止法 § 13、§ 13 の 2）

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県（児童相談所）が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。

里親委託等の推進（児童福祉法 § 6 の 4、§ 11②へ）

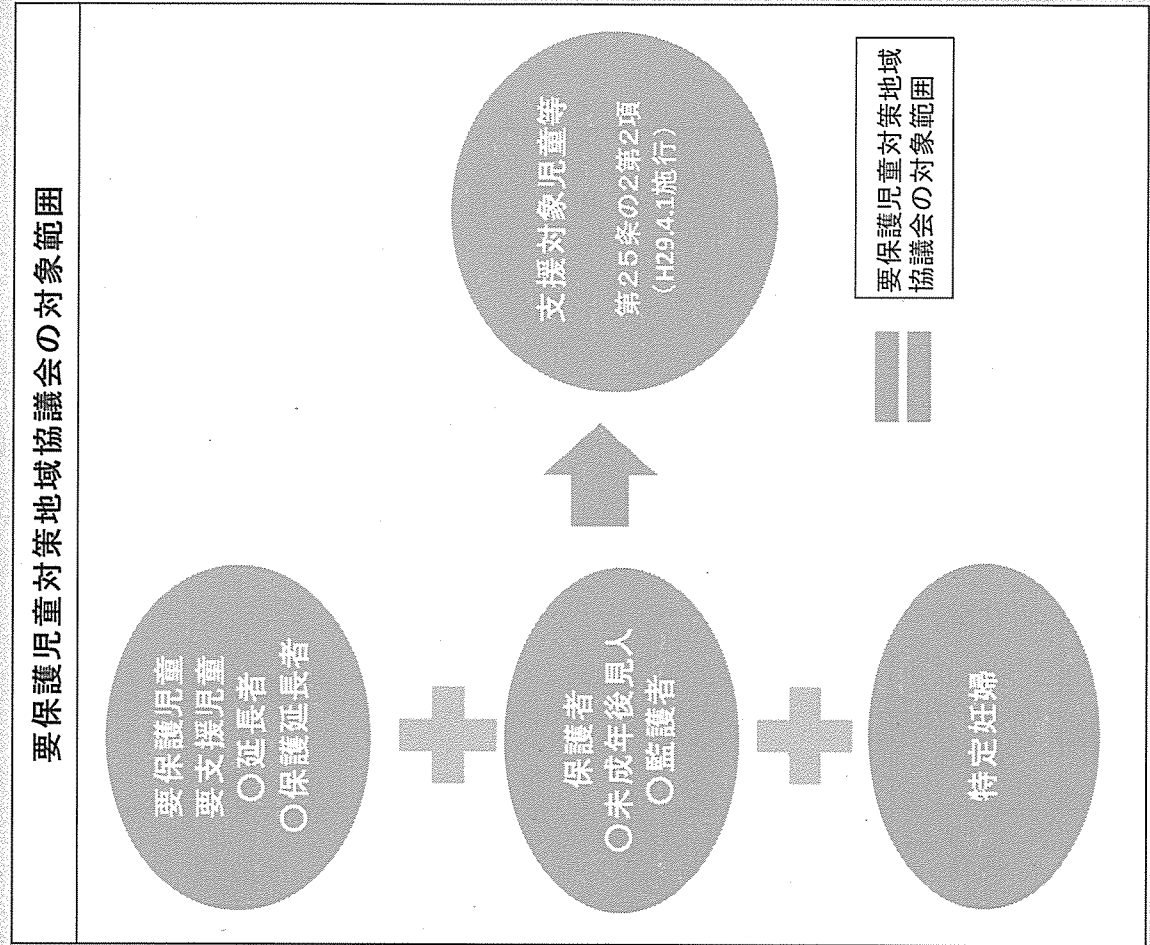
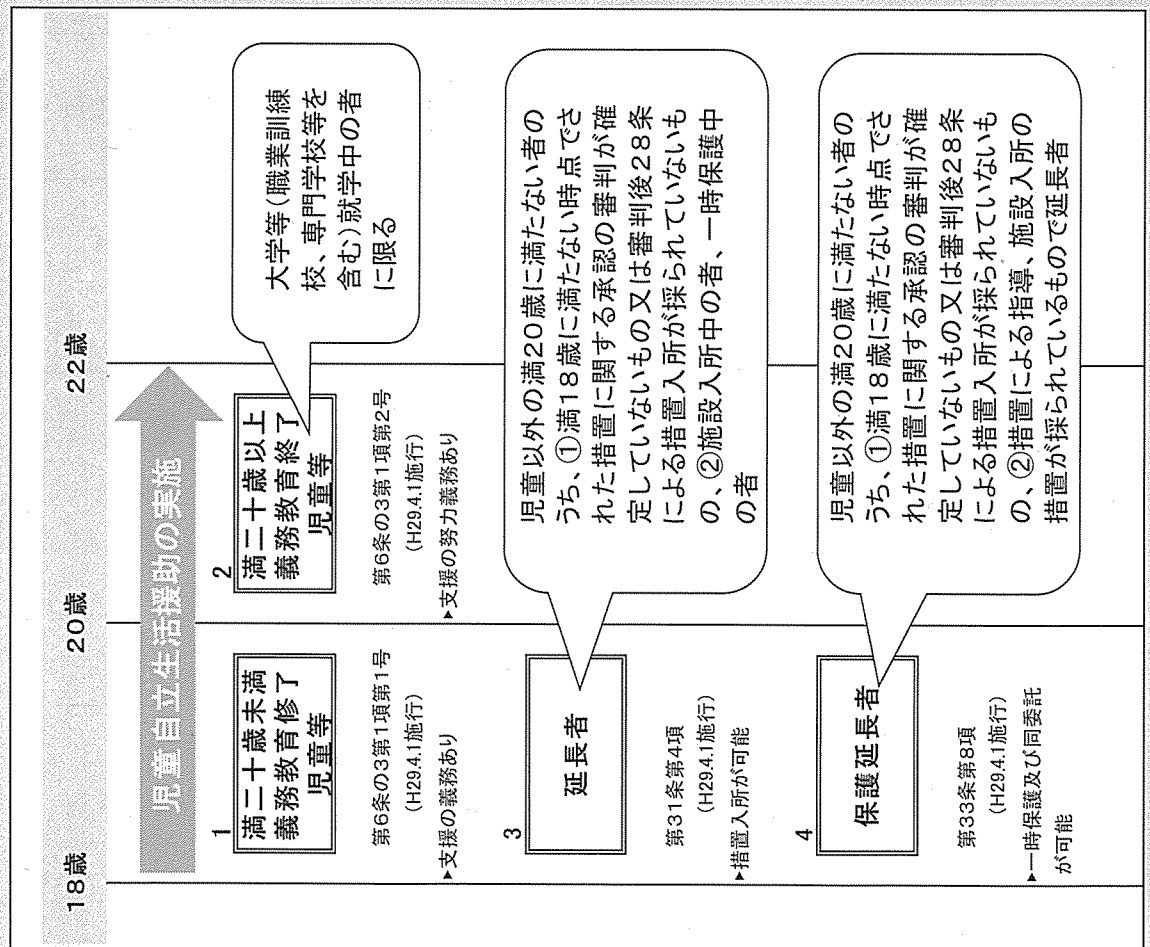
- 里親支援について、都道府県（児童相談所）の業務として位置付け
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県（児童相談所）の業務として位置付け
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則）

18歳以上の者に対する支援の継続（児童福祉法 § 6 の 3、§ 31、児童虐待防止法 § 16）

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

3 用語の整理

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布）により、新たな用語が規定されたため、下図により整理します。



虐待通告受付票

(電話・その他)

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 通報
児 童	ふりがな 氏 名	男・女 歳 年 月 日生
	学校等	未就学・ () 保・幼・小・中・高 年 組 担任:
保 護 者	住所	住居の特徴:
	保護者	歳 続柄: 職業:
通 告 者	氏名	男・女 推定年齢: 歳
	住所	電話 () - -
	関係	家族・近隣・学校保育所・病院・保健所・福祉事務所・児童委員・警察 具体的に:
	通告者の意見	
	調査協力	調査協力 (諾・否) 当所からの連絡 (諾・否) 協力内容: その他の協力可能な方:
虐待内容		誰から／いつから／頻度は／どんなふうに／加害者の意識・・・ 身・ネ・心・性

子どもの実態		現在の居場所／日常生活の様子／通園・通学状況／子どもの特徴・・・
家族の実態		家族構成／家族関係（夫婦・親子・同胞など）／生活実態／近隣との関係・・・
その他の事柄		
虐待と認めた理由・背景等		
本件を知っている他の人		
保護者の承知		保護者はこの通告を（承知・拒否・知らせていない）
処 理 所	通告者への伝え	・児童相談所で実態把握する ・その他：
	聴取者感	
チェック項目 (必須)		・本児童にかかる通告（情報）は（ ☐ 新規 ・ ☐ 再 < > ） ・本児童の家庭内で他の虐待ケースは（ ☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 不明 ） ・日常的に本児童の様子が確認（ ☐ できる ・ ☐ できない ） <所属集団の有無>

④ 判定(または通告受付)時点における状態での評価を行うこと。・虐待の種類が複合した場合、重症度が重い方で判定を行うこと。

1 生命の危機

子どもの生命に危険がある。
☆生命の危険が高く、緊急に入院や一時保護が必要である。

〈例示〉

- ◇身体的暴力によって、生命の危険がある外傷を負っている。あるいは、そのような外傷を受ける危険性が高い。
 - ・頭部外傷(慢性・急性硬膜下血腫、頭蓋骨骨折など)を起こしかねない暴力(乳幼児を蹴る、頭部を蹴る、逆さに落とす)
 - ・腹部外傷(内臓損傷など)を起こしかねない暴力(腹部を蹴る、踏む、殴る)
 - ・窒息させかねない暴力(首を絞める、鼻口を塞ぐ、水に漬ける、布団蒸しにする)
 - ・その他(重度の骨折や火傷、眼球への暴力による網膜剥離や眼底内出血、水晶体脱臼など)
 - ・必要な治療の回避(輸血の拒否等)
- ◇ネグレクトにより死亡する可能性が高い。子どもの生理的欲求に対するケア不足、ケガや疾病の医療未受診・放置(死亡原因としては、肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが心配される)
 - ・乳幼児に脱水症、栄養不足のための衰弱が起きている。
 - ・乳幼児で、感染症や下痢又は重度慢性疾患にもかかわらず、医療機関へ受診せず放置しており、生命も危ない(障害乳幼児の受容拒否に注意する。)
 - ・乳幼児を炎天下の車中へ放置する。
- ◇状況
 - ・乳幼児や重度障害児(危病回復が困難)に対して、「殺したい」「カッとなると何をするか怖い」など、自己抑制がきかないことを親が訴える。
 - ・親子心中や子どもの殺害を考えている。
 - ・過去に生命を脅かした虐待歴があり、再発の可能性がある。

2 重症虐待

今すぐには生命の危険はないと感じられるが、現に子どもの健康や成長発達に重要な影響が生じている。あるいは生じる可能性がある。
☆子どもと家族の指導や、子どもの保護のために誰かの介入(訪問指導、一時分離、入院など)が必要である。

〈例示〉

- ◇身体的虐待
 - ・医療を要するほどの外傷がある。又はそのような外傷を受ける可能性が高い。例えば、骨折、裂傷、目の外傷、広範囲の熱傷・火傷、乳児や歩けない幼児等の打撲傷
 - ・子どもへのサディスティックな行為(親は楽しんで)
- ◇ネグレクト
 - ・生存に必要な衣食住のケア不足(閉じ込め、監禁を含む)により、成長障害や発達遅滞が顕著、あるいは身体的障害の後遺症の可能性のある症状
- ◇性的虐待
 - ・明らかに性的行為(ポルノの被写体にする、性的行為の強要、性器への接触含む)
 - ・〈参考〉精神症状の例
 - ・うつ症状、自殺企図、凍てつくような無感動・無反応・無表情など、精神的ダメージが大きい。
 - ・自我崩壊、ホルモン失調、心因性常同運動、憤怒痙攣、異食、小食、拒食、過食

3 中度虐待

今入院を必要とするほどの外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される。☆援助介入がないと、自然にこれ以上の改善が見込めない。

〈例示〉

- ◇身体的虐待
 - ・あざや傷痕(クハコ等)ができるような暴力を断続的に受けている。
 - ・比較的程度だが、非偶発的な外傷がある。例えば、打撲傷、擦過傷、内出血、火傷
- ◇ネグレクト
 - ・長期にわたって身体的なケアや精神的なケアを受けていないために人格形成に問題が残りそう。
 - ・慢性的な精神疾患(統合失調症、うつ病、知的障害、人格障害、覚醒剤乱用)があり、子どものケアができない。
 - ・大人の監護なく、乳幼児を長時間家等に放置している。
 - ・きわめて不衛生、不潔・長期にわたり、子どもの意に反して登校させない(子どもに必要な学習の機会を与えない)
- ◇性的虐待
 - ・性器や性的行為を子どもに見せる・臀部、胸部への不必要な接触
- ◇心理的虐待
 - ・毎日・毎週のようなDV、自傷行為、他きょうだいの虐待の目撃、又は激しい叱責・脅し、存在拒否・拒絶・無視
 - ・〈参考〉精神症状の例
 - ・ひきこもり、強い攻撃性・破壊性、その他日常生活に支障を来す恐れのある精神症状、例えば、急激な発熱・嘔吐、円形脱毛症、徘徊など

4 軽度虐待

実際に子どもへの虐待があり、周囲の者が虐待であると感じている。しかし、親への相談援助は必要である。えられ、親子関係には重篤な病理は認められない。☆しかし、親への相談援助は必要である。

〈例示〉

- ◇身体的虐待
 - ・医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではないが暴力がある。軽微性の外傷(継続性はない)。なお、暴力の存在や子どもの症状について、虐待者側には病理性がないと思われる状況等。例えば、虐待者はカッとなって自己制御なく叩いているが、自分でそのことを人に報告している。あるいはしつけが高じたと判断される。
- ◇ネグレクト
 - ・肌、髪、爪につやがない。子どもに健康問題を起こす程ではないが、子どものケアにむらがあり、時々ケアを受けていない。
- ◇心理的虐待
 - ・DV、自傷行為、他きょうだいの虐待を目撃、又は言葉による威嚇、非難(子どもの泣き声に加え、親が叱りつける声も聞こえる等)があるが、日常的ではない。(中度より程度、頻度の低いもの)
 - ◇性的虐待
 - ・性的な言動による嫌がらせをしている。
 - ・〈参考〉精神症状の例(軽い虚言、不従順、多弁、食欲不振、不活発、集団に入れないなど。)

5 危機

虐待行為はないが、子どもへの虐待が心配される訴えがある(家庭内のDVや虐待を目撃している可能性含む)

〈例示〉

- ◇身体的虐待
 - ・保護者による暴力の可能性があると周囲が感じている。
 - ・「隣から物音が聞こえ、叩かれているかもしれない」と周囲が感じている。
 - ・「叩いてしまえそう」等、暴力の可能性の訴えが保護者からある。
- ◇ネグレクト
 - ・保護者が「子どもの世話をしたくない」等の発言をしており、養育放棄につながる可能性がある。
 - ・保護者の養育力に不安があり、ネグレクトにつながる可能性がある。
- ◇心理的虐待
 - ・「子どもの泣き声が聞こえる」または「大人の怒鳴り声が聞こえる」と周囲が心配している。
 - ・家庭内のDVや児童虐待を見聞きしているおそれのあるもの・きょうだい受理

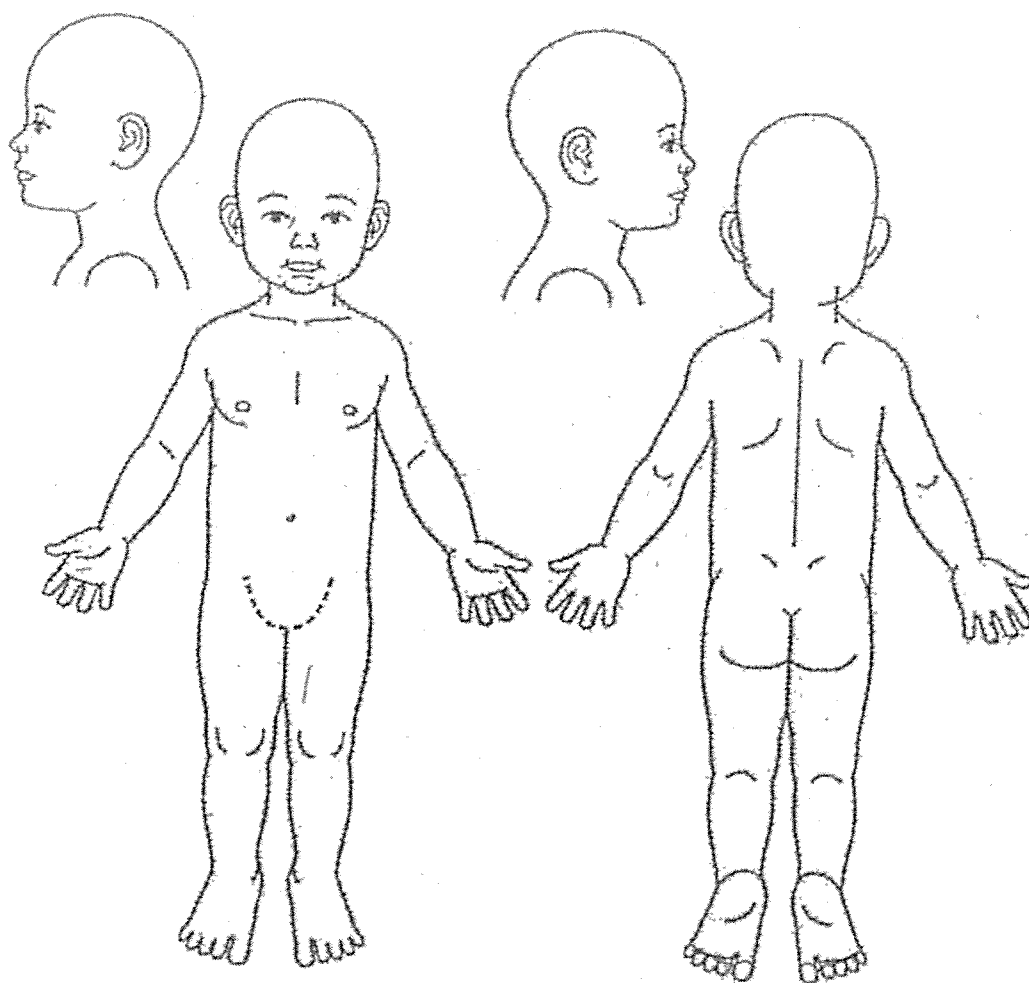
〔身体チェック表〕

月 日 () 記録:

氏名

年齢 歳

性別 男・女)



身長 cm
体重 kg

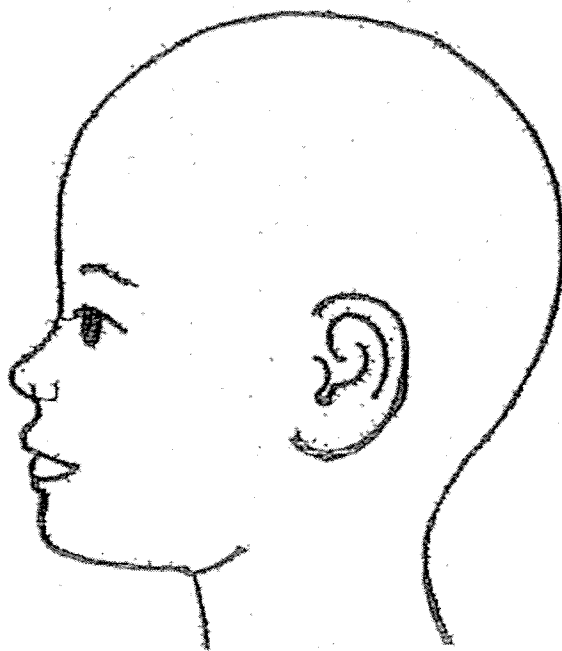
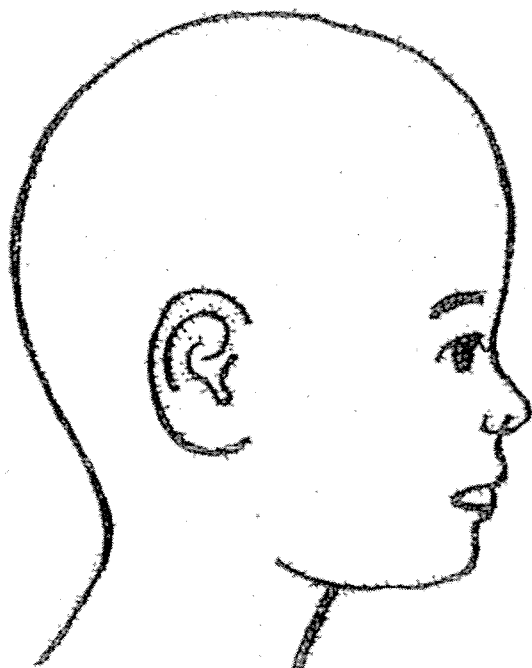
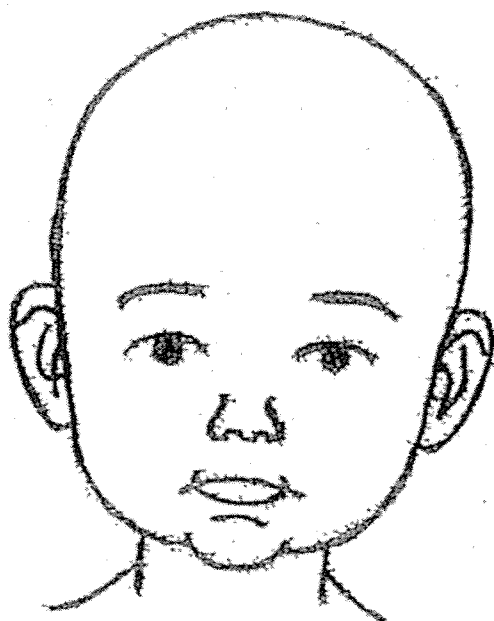
※損傷の部位に番号をつけること (①②……)
※損傷の形、大きさを具体的に記入すること
※皮膚の色、状態も分かる範囲で記入すること

【身体チェック表（顔面・頭部用）】

月 日 () (:)

記録：

氏名 _____ (歳) (男 女)



リスクアセスメントシート

平成29年6月版

No.1

児童氏名				性別		生年月日	平成	年	月	日	年齢	歳	ヵ月
所属				評価日		平成	年	月	日	記入者			
身長	cm	体重	g	虐待者		虐待種別				虐待重症度			

(調査により重症度の変更があった場合)

虐待重症度



本シートはリスク把握の目安として活用し、アセスメントにおいては下記項目以外の情報も含めて判断すること。

- ◆ 各項目の摘要欄について、「該当」「やや該当」「非該当」「不明」のいずれかに○印を記入する。(★印は重要項目)
- ◆ 3歳児未満乳幼児については、リスクを高めを考える必要がある
- ◆ 不明項目が多い場合は評価を保留し、調査を実施。なお、調査に応じないための「不明」はハイリスクとして把握

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
虐待の状況	★ 虐待の継続性・頻度	虐待の継続性・頻度が高い			
	★ 子どもに対する虐待歴	過去に虐待歴がある			
	★ 子どもを未確認	乳幼児で未所属等、子どもの状態を確認できていない			
	★ きょうだいへの虐待	きょうだいへの虐待歴があり、重症度が中度以上である			
特記事項					

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
子どもの状態・特性	★ 身体的状態	介助が必要な障害・持病、発達障害の診断がある			
	成長・発達	身長体重が標準から大きく外れている			
	精神的・心理的状态	無表情、凍りついた凝視、緊張が高い			
	対人関係	愛着関係の脆弱さ、反抗的態度、子どもらしさの欠如がある			
	問題行動	乱暴・暴言・いじめや、窃盗・虚言などの問題行動がある			
	★ 意思・気持ち	保護者を怖がる、家に帰りたいがらない			
	子どもの態度	不自然な保護者への密着、保護者と視線が合わない			
	★ 性的虐待の疑い	年齢不相応な性的関心・言動、性的逸脱行動がある			
特記事項					

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
主たる虐待者	★ 精神的・心理的状态	精神的な問題で診断・治療歴がある			
	性格的問題	社会的なトラブル、性格的偏りがある			
	★ アルコール・薬物	アルコール・薬物依存がある			
	被虐待歴等	被虐待歴、施設入所歴がある			
	子どもへの感情・態度	子どもへの拒否感がある、子どもへの関心がない			
	子どもへのケア	衣食住の監護なく劣悪な状態、または必要なケアをしない			
	虐待者の背景	虐待者の生育歴において、度重なる養育者の変更があった			
特記事項					

リスクアセスメントシート

平成29年6月版

No. 2

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
養育状況	虐待の自覚	虐待行為の否定、自覚・問題意識がない			
	養育意欲・能力欠如	意欲・能力が低い（長期間の外出や安全面への無配慮含む）			
	養育知識	知識の不足（若年親含む）、知識の偏りがある			
	特記事項				

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
非虐待親	★同調的態度	虐待者に同調し、子どもを責める			
	傍観的態度	虐待者に意見、子どもを守る行動をとらない			
	逃避的態度	問題と向き合わず、不在がちである			
	特記事項				

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
家庭環境	社会的サポート	社会的に孤立しており、外部からのサポートが得られない			
	子どもを守る人	日常的に子どもを危険から守る人や逃げ場がない			
	親族関係	支援できる親族がいない			
	夫婦関係	夫婦間に不和・DVがある、ひとり親家庭である			
	経済問題	借金、生活苦、失業など経済状況が著しく不安定である			
	生活環境	著しく不衛生な住環境、又は不自然な転居歴がある			
	特記事項				

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
関係性	★協力態度	関係機関の関わりを拒否し、非協力的である			
	援助効果	調整・改善を期待できない、実効性がない			
	特記事項				

評価

該当項目数	該当	33	やや該当	11	非該当	33	不明	33	重要項目 (再掲)	11
アセスメント項目以外に考慮した情報										
リスク判定	高			中			低			
	保護も視野に集中支援実施			具体的な在宅支援実施			虐待予防の支援実施			
判定理由										
支援の方針										

リスクアセスメントシート 記入上の留意点

平成29年6月版

No.1

以下の留意点を参照の上、シートへの記入をして下さい。

項目		留意点
虐待の状況	★ 虐待の継続性・頻度	該当：毎日又は毎週のように虐待が発生している やや該当：該当よりも頻度が低い場合(毎月、数ヶ月に1回等) 非該当：過去、半年から1年に亘って虐待が認められない場合
	★ 子どもに対する虐待歴	● 関係機関における情報全てにおいて虐待の経過があるかどうか確認する。時期等情報があれば特記事項へ記入すること。
	★ 子どもを未確認	● 関係機関を含め、子どもの安全確認がなされているか否かを確認する。確認した時期が分かっている場合は時期を特記事項へ記入すること。また、長期の不登校・引きこもりの場合についても、子どもに会えていなければ該当とする。
	★ きょうだいへの虐待	● きょうだいへの虐待歴があるかどうかを確認する。情報があれば特記事項へ記入すること。
子どもの状態・特性	★ 身体的状態	該当：障害、持病の情報がある、或いは発達障害の診断が出ている場合 やや該当：確かな情報はないが、その疑いがある場合
	成長・発達	該当：-2SDの範囲を超えるもの。乳幼児で体重の増加が見られない、あるいは減少が見られる場合
	精神的・心理的状态	該当の場合は特記事項に記入すること。
	対人関係	該当の場合は特記事項に記入すること。
	問題行動	該当の場合は特記事項に記入すること。
	★ 意思・気持ち	該当の場合は特記事項に記入すること。
	子どもの態度	該当の場合は特記事項に記入すること。
	★ 性的虐待の疑い	該当：疑いがある場合でも該当とする
主たる虐待者	★ 精神的・心理的状态	該当：診断、通院等の客観的な情報がある場合 やや該当：確かな情報はないが、疑いがある場合
	性格的問題	該当：過去に、関係機関や他者と揉めた等の情報がある。 やや該当：トラブル情報はないが、性格的偏りが疑われる場合
	★ アルコール・薬物	該当の場合は、状態を特記事項へ記入すること。
	被虐待歴等	該当の場合は、情報を特記事項へ記入すること。

リスクアセスメントシート 記入上の留意点

平成29年6月版

No.2

主たる虐待者	子どもへの感情・態度	該当：虐待者自らが子どもへの拒否感・無関心を発言、行動で示し一貫している場合 やや該当：状況によりむらがある場合
	子どもへのケア	該当：劣悪な衣食住の状態にある。または必要なケア(医療等)をしない場合 やや該当：確かな情報はないが、衣服が汚れている等疑いがある場合
	虐待者の背景	該当：虐待者の生育歴の中で、養育者が入院、家出、蒸発、別居、離婚等により養育者が度々変更している場合 やや該当：一度でも養育者の変更があった場合
養育状況	虐待の自覚	該当：摘要に記載の内容に加え、虐待についてつじつまの合わない、あるいは明らかな虚偽の説明をする場合も含める。
	養育意欲・能力欠如	やや該当：意欲、能力に問題はなさそうだが、安全面への配慮不足がある
	養育知識	該当：子育てについて、一般常識からかけ離れたこだわりがある場合も含む
非虐待親	★ 同調的態度	どの態度にも該当しない場合は、特記事項へ記入すること。
	傍観的態度	
	逃避的態度	
家庭環境	社会的サポート	該当：外部から全くサポートが得られていない状況にある場合 やや該当：時々外部からのサポートを受けている場合
	子どもを守る人	
	親族関係	該当：支援できる親族がいるが、関係が悪く、実質的な支援に繋がっていない場合も含む
	夫婦関係	該当の場合、夫婦関係を特記事項に記入すること。
	経済問題	該当：現状として、経済状況が著しく不安定な状況にある。 やや該当：今後、経済状況が不安定な状況に陥りそうな情報がある。
	生活環境	該当の場合は、生活環境について特記事項に記入すること。
関係性	★ 協力態度	やや該当：特定の関係機関とのみ関わる場合
	援助効果	該当：過度に依存的で、自ら解決しようとししない場合も含む やや該当：解決しようと試みるが、持続性がない場合

緊急度アセスメント(一時保護基準)シート

平成29年6月版

児童氏名 生年月日 年 月 日 性別 男 ・ 女 年齢 記入年月日 年 月 日 所属

1. 子どもや保護者が保護を求めている	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている。 ☐ 保護者が子どもの保護を求めている。	YES	緊急度 A 分離を前提とした緊急介入 緊急一時保護を検討
2. 子どもや保護者の訴える状況が切迫している	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚である等 ☐ このままでは「何をしでかすかわからない。」「殺してしまいそう」等の訴え等	YES	
3. 子どもにすでに重大な結果が生じている	☐ 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) ☐ 重篤な外傷(外傷の種類と箇所) ☐ ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否)	YES	緊急度 B 発生(再発)防止のための緊急支援 発生前の一時保護を検討
4. 重大な結果が生じる可能性が高い	☐ 乳幼児 ☐ 生命に危険な行為(児童虐待の重症度基準に該当するもの) ☐ 性的行為に至らない性的虐待	YES	
5. 虐待が繰り返される可能性が高い	☐ 新旧混在した傷、入院歴 ☐ 過去の介入(複数の通告、過去の相談歴、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴) ☐ 保護者の虐待の認識・自覚なし ☐ 保護者の精神的不安定さ、判断力の貧弱	YES	緊急度 C 集中的支援の実施 集中的な支援場合によっては一時保護を検討
6. 子どもに虐待の影響が明らかにしている	☐ 保護者への拒否感、恐れ、怯え、不安 ☐ 面接場面での様子(リスクアセスメントシート「子どもの状態・特性」に該当するもの) ☐ 虐待に起因する身体的症状(リスクアセスメントシート「子どもの状態・特性」に該当するもの)	YES	
7. 保護者に虐待につながる危険性がある	☐ 子どもへの拒否的感情・態度 ☐ 精神状態に問題を含む ☐ 性格的・人格的に問題がある ☐ アルコール・薬物等の問題がある ☐ 児童相談所からの援助に拒否的、改善意志がない ☐ 家族・同居者間での暴力、不和がある ☐ 日常的に子どもを守る人がいない	YES	緊急度 D 継続的総合的支援の実施 継続的・総合的な支援、場合によっては一時保護を検討
8. 虐待発生の可能性がある家庭環境である	☐ 子どもの生育上の問題(虐待に起因するものを除く) ☐ 子どもの問題行動 ☐ 保護者の生育歴に問題あり ☐ 養育態度・知識に問題あり ☐ 家族構造にストレス、緊張関係を内包する構造がある	YES	

家庭復帰のためのチェックリスト

平成29年6月版

※ 一時保護ケースで使用する場合は、チェックできない項目を除いて使用するほか、状況によっては「リスクアセスメントシート」を用いるなどして対応する。

児童名	男・女	年 齢	歳	学年等	保・幼・小・中・高 (年)
施設(里親)名 一時保護所名	(年 月 から入所中)			前施設(※)	(期間) 年 月 ~ 年 月
虐待種別	記入者			記入年月日	年 月 日
チェックマーク A=はい B=ほぼ、はい C=いいえ ?=調査したが不明 ※措置変更の場合は、「前施設」欄に措置変更前に入所していた(委託されていた)施設(里親)名等を記入する。					

調査した 番号に○ をつける	チェック の視点	チェック項目	チェック				特記事項
			A	B	C	?	
経過	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である				
	2	施設等の判断	施設・里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている				
子ども	3	子どもの意向	家庭復帰を望んでいる 乳児非該当				
	4	保護者への思い	保護者に対する恐怖心が無く、安心・安定した自然な接触ができる				
	5	健康・発達状況	健康で発達・発育が順調である				
	6	対人関係情緒安定	対人関係(保護者との関係含む)や情緒面が安定している				
	7	リスク回避力	虐待再発等のリスクがあるとき、相談するなど危機回避できる 乳児非該当				
保護者	8	虐待認識	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる				
	9	保護者の意向	子どもの引取りを希望している				
	10	養育能力等	子どもの年齢・発達等、子どもの状態に応じた養育能力がある				
	11	子供の理解	子どもの特徴を理解し、子どもの立場に立った見方・感じ方ができる				
	12	衝動コントロール	子どもへの怒りや衝動のコントロールができる				
	13	精神の安定	精神的に安定している (必要に応じ医療機関受診ができる)				
	14	援助を求める意志	児童相談所や関係機関と良好な関係を維持し、援助を求める意志がある				
家庭環境	15	家庭内	パートナー間、及び子どもとの関係が良好であり、家庭復帰を理解している。				
	16	近隣・親族	親族や近隣から子育てについて援助が得られる				
	17	生活基盤	経済面(自立・生保)・住環境面(衛生面、養育スペース等)での生活基盤が安定している				
地域連携	18	分担	支援の中心になる主担当機関が明確になっている				
	19	準備	各機関が自機関の役割を認識し、具体的な支援の準備ができています				
	20	確認	個別ケース検討会議等により、地域の関係機関間の情報共有が図られ、支援にむけて協働することが確認されている				
記入者の総合評価 (家庭復帰の達成目標)		☐ 家庭復帰を進める ☐ 家庭復帰に課題あり ☐ 家庭復帰は不可					
特記事項 (家庭復帰にあたり課題となる部分及び対応策)		課題					
		対策					
		その他					